

論説

属するものにして警察費の如く社會より認むるときに其效能を感ずること薄し然れども監獄費にして之を支出するに吝ならしめり刑の執行の目的を達する能すして終に監獄改良の完成を望むべからず余は諸君に望む囚徒の食料衣服其他の供給及諸般の施設に關し飽く迄其費用の節し得らるゝ限り之を節減し勉めて地方人民の負擔を軽減せしむべし然れども其監獄則施行の目的を達する爲め闕くべからざる條件を充たすに必要な費用の願慮する所なく議會に支出を求むべし議會に於ては勉めて費用を節減するを以て主とすれども其理由の顯著なるに拘はらず濫に減額するか如きは賢明なる議員の爲さるべき等なれり敢て議會の同意を得ること難きにあらざるべし廿二年十月末の全國在監人總數は六萬三千三百七人なり監獄費總額三百六十二萬三千五百四圓八十三錢壹厘を以て右人員に配當すれば壹人の費す所金五拾

四圓六十四錢二厘の割合あり決して少額なりと云ふへからず今日地方稅收支消費に付ては前に豫算を議し後に精算の報告あれば隨分究窟にて敢て冗費濫用の憂なきは余の深く信じて疑ざる所あれども精細に事々物々に注意し吾か一家の經濟に注意するか如く深切からしめば豈に猶ほ減少する所なしとせんや見よ今日荒涼たる村落民に菜色あり矮陋なる鬪巷餓季あるを免れず地方稅は即是れ人民の膏血なれば豈に一錢一厘たりとも深く注意する所なくして可ならんや如何せば費用を減少せらるべきやハ監獄の實務に當らるゝ諸君の胸中自ら成算の在る筈なれば余の細示を要せず余ハ唯一二の項に付開示する所あるべし監獄の敷地の各地方共に多分の坪數を要するものゝ如し廳府縣所在地の監獄にして其最大なるハ五六萬坪を要し其小なるも千坪内外を要す蓋し其中より種々の建造物ありて廣きを要するも亦た余議なき次第

なるべしと雖も其地坪廣く過くれり地所買入代り勿論同圍の塙塀に多額の金圓を費すべし又囚徒の工場往來役員の巡視にも時間を徒費すべし掃除等にも多少の人夫を要すべし建築に付ても便利を主とし外觀の躰裁を飾らず最實用に適するを務むべし工場の監房と隔絶せざる如きも亦便利なるべし事務所の如き最も質素を貴ぶ見張立番門戸守衛等左迄の必要な部分に從前の仕來りに任せ人を使用するの冗費なきか勤務の方法其宜を得て果して人を徒使せるの弊無か食料薪炭油等の消費果して濫用の弊なきか帳簿等の整理に繁冗複雜の患なきか物品の購買方果して其宜を得たるか監獄の工業を請負とせずして官事業として其製造品を賣却するも果して不利なきか右等の事ハ些少の點に至る迄能く注意すれば所謂積

崖爲山の諺に漏れを果して經費を大に減すべし又所謂節儉の獨り金錢物品の消費に就てのみならず時に就ても亦空しく費さるるを以て節儉の主義に適ふものどす時ハ即ち是れ金とは先賢の哲言實に吾を欺かざるなり又人を空しく使はざるも亦節儉なり何となれり人の努力ハ即是れ金なれりなり效用多き様に金を使用せず又人と時間とを不必要的に空しく消費するか如きは經濟の要を失するものにして成功を永遠に期し難し事々物々に能く注意すれば仕さくても宜しきことに金を費し人手を費すことなしとせず所謂用を節して人を愛するの意味須らく玩味すべし終りに臨みて一言注意すべき必要あり他なし經濟に注意せざるへからず又利益を計らざるへからずと雖も然れども監獄則を變通利用しても利益を計らんとするハ監獄則の精神を傷くるものなり外役の如き工錢収入の點より論すれば利益の業なるべしと雖も利

論説

益の爲め外役を盛にすへからざるハ勿論其他の事業と雖も利益を資るか爲めの執行の目的を害するか如きことハ決して爲すべからず

●警察令發行ノ事ニ就テ一言ス

八木秀太郎

警察ノ範圍ハ至大至廣ニシテ洵ニ一線ヲ畫シテ以テ能ク之カ境界ヲ定ムヘカラス蓋シ警察ハ立法司法及行政ノ三大權ヲ包括スト謂フヲ得ヘシ今試ニ其一端ヲ擧ケテ證スレハ地方警察官ノ警察令若クハ府縣令ヲ發スルコト是レ立法ニアラスヤ警察署長ノ違警罪ヲ即決スルコト是レ司法ニアラスシテ何ソヤ而シテ警察ノ大體上行政ノ一部分タルコト世人ノ復々毫モ疑ヲ容レサル所ナリ是ヲ以テ警察ノ人民ノ休戚ニ大關係アルヤ知ルヘシ然ラハ學者論客ノ重キヲ警察ニ置キ誇々其利弊ヲ辨スルコト宜ナリト謂フヘシ抑モ警察令ハ獨逸國特有ノ法ニシテ最初ハ一般行政

行ハルハ警察令ノ數非常ニ夥多ナルニ至リ今ハ幾ソト之ヲ端倪スヘカヲサルニ苦ムト云ヘリ物体ニハ必ス影アリ之ヲ利刀ニ譬フレバ以テ能ク身ヲ術ルヘク又以テ能ク身ヲ斫ルヘシ警察ノ其務ヲ全フスルハ迅速ナル運動ヲ施シ得ルニ由テ存ス且其措施ヲシテ有效ナラシメント欲スレハ之ヲシテ必要ナル威力ヲ備ヘシメサルヘカラス是ニ於テカ警察處分ノ法ヲ以テ重シトナスナリ然レトモ一時ニ多食スレハ腸胃ヲ損スルノ恐アリ宜シク漸次進取ノ方針ヲ取ルヘシ獨逸國(本文論スル所)ハ專ラ普漏西國ニ係ルモノト知ルヘシ)警察處分ノ大要ヲ記載スレハ強制スヘキ行為ハ成ルヘク第三者ヲシテ之ヲ執行セシメ其費用ハ義務者ヨリ徵收スルモノトス應ニ爲スヘキコト又ハ應ニ爲スヘカヲサルコトヲ強制スルニ罰金或ハ拘留ノ處分(命ノ如クセサレハ此罰ヲ科スヘシト迫リ又ハ實ニ科スルコト)ヲ以テス其權限左ノ如シ

上ノ命令ヲ意味シ夫ノ司法上ノ法律ニ對峙シタルナリ此時代ニ方テハ法律及警察令トモ國王ノ大權ニ屬シタリシカ爾後漸次大臣以下州知事、縣知事(又ハ縣廳)、郡長等ニ至ルマテ警察令ヲ發シ得ルコト、ナレリ然ルニ警察令ハ世人ノ政治思想上達スルニ從ヒ全ク其意味ヲ一變シ今ハ行政全體ニ關スル命令ヲ指稱スルニアラスシテ專ラ新義ノ警察ノ境域ニ屬スル命令(罰令)ニ限ルコト、ナレリ今ヤ我國ニ於テモ此警察令ノ法ヲ採用シテ漸次其區域ヲ擴充スルアラント欲スレハ須ク先ツ其源流ニ溯テ討究スル所ナカルヘカラス由テ其一斑ヲ表ニ調製シ併テ之ト密着ノ關係アル警察處分ノ事ヲ對照シ其人世ニ大效益アル所以ヲ顯彰セントス然レトモ權力ニハ濫用ノ弊隨伴スルヲ免カレス若シ必要アルニアラスシテ徒ニ警察令ヲ發スルカ如キ風潮ヲ生スルコトアラソニハ其國民ヲ毒スルコト果シテ如何ソヤ獨逸國ニ於テモ各州郡ニ

町村長(領地區長トモ) 五馬克以下或ハ一日

部落警察官又ハ郡ニ屬スル市ノ官司、六拾馬克以下

下或ハ一週日以内

市制施行地タル市ノ官司並郡長、百五拾馬克以下

或ハ二週日以内

縣知事、三百馬克以下或ハ四週日以内

直接ノ強制ハ已ムコトヲ得サル場合ニ限り應用スヘキモノトス

警察處分ハ實ニ有益且緊要ナル名方ナリ然レトモ之ニ對シ抗告又ハ訴願スルノ方法複雜ヲ極メ由テ幾多ノ不便アルヲ免カレサレハ獨逸國ニ於テモ之ヲ匡救スルノ道ヲ講シツ、アリト聞ケリ此兩者ノ利害得失及其法律ニ對スル關係等ハ他日ヲ待テ詳論スル所アルヘシ今暫ク説明ヲ左ノ諸表ニ讓ル

警察令ト警察處分(又警察強制手段又警察執行處分トモ謂フ)トノ對照異同辨

警察令ハ國家又ハ法律ヲ以テ委任ヲ受ケタル官憲ヨリ發シ警察處分ハ單ニ行政官司ヨリ發スルモノトス警察令ハ制止的ニシテ警察處分ハ防制的ナリ故ニ前者ハ真正ナル刑罰ノ性質アリ後者ハ強制手段タルニ過キス

警察罰令ハ日常生活ニ易キ且數々同様ノ趣ヲ以テ現出スルコトアルヘキ社會ノ秩序又ハ公衆ノ福利ヲ害スル場合ヲ目的トス故ニ犯罪アリテ而シテ後ニ發スルニアラス既ニ犯罪アル前ヨリ存スルモノナリ之ニ反シテ警察處分ハ一個ノ場合一個ノ人ニ關係シ又必ス一定ノ場合アリタルニ由テ始テ生スルモノナリ警察令ハ永存ノ法則ニシテ不定ナル多數人ノ總體ニ向テ効力ヲ有スヘキモノナレハ法律ニ同ク公布スルヲ要ス然ルニ警察處分ハ一定ナル人ニ向テ發スヘキモノナレハ特ニ送達スルヲ要スルノミ

警察罰令ヲ以テハ將ニ害セラレントシ或ハ既ニ害セ

ス警察處分ハ加重スヘキモ換ユヘカラス警察令ニ據テ科シタル罰ハ特ニ恩典ヲ以テ輕減若クハ赦免スルコトヲ得ルニ止レトモ警察處分ノ執行ハ之ヲ發シタル官司ニ於テ取消スコトヲ得ヘシ當ニ取

警察令發行ノ一覽表

大臣	州縣知事	郡長	部落警察官
發行ノ區域	全國或ハ其一部分	一郡或ハ數縣數郡	一警察區或ハ一町村或ハ數町村(又ハ領地區)
制限ノ上	百馬克迄	六十馬克迄	九馬克迄
必要ノ條件	州知事ハ州參事會ノ協贊縣知事ハ縣參事會ノ協贊要急ノ場合ニハ三月迄協贊ヲ要セス	郡參事會ノ協贊	警察區長ハ同參事會ノ協贊市ニ於テハ市參事會ノ協贊但安寧警察ニ關スルモノハ協議ヲ要スルノミ

ラレタル公安ノ報復ヲ圖ルノミ之ニ反シテ強制手段ヲ以テハ警察官司ノ意思ヲ貫徹シ既害ノ秩序ヲ恢復シテ秩序ノ狀態ヲ作出スルナリ

警察罰令ニ據テ處刑ヲ受ケタル者ハ一方ニ於テハ處刑ヲ甘受シ他方ニ於テハ否ヲ敢シテ其犯行ノ利益ヲ縱ニシ結局公衆ノ福利ヲ蹂躪シ去ルコトアリ警察處分ハ此ノ如キ利益ヲモ占得スルヲ容ルサス之ニ由テ警察令ノ足ラサル所ヲ補フコト稀ナラス警察令ヲ發スルニハ他ノ許可若クハ協贊ヲ經ヘク且一定ノ方式ヲ踐ムヘキ煩アリ警察處分ハ僅ニ職權ノ限界及一般ノ規程ニ羈絆セララルノミ

警察令ノ罰ハ單一ニシテ同一事件ニ於テハ之ヲ加重スルコトヲ得ス警察處分ハ種々ノ手段ヲ有シ(第三者ヲシテ執行セシムルコト、罰金、直接ノ強制)其中ニ就テ必要ニ應ジ選フコトヲ得ヘク且之ヲ加重スヘシ警察令ノ罰ハ換ユルコトヲ得ヘキモ加重スヘカラス

消シ得ヘキノミナラス警察上要求スヘキ目的ヲ既ニ達シタル上ハ還タ處分ノ必要ナキヲ以テ自ラ之ヲ中止スルノ義務アリトスヘシ

警察令效力ノ一覽表

凡ツ警察令ハ法律又ハ上級官署ノ規定ニ據リテ

一 其權限ヲ超過シタルトキハ效力ヲ失フ

二 其制裁ノ上限ヲ超過シタルトキハ減輕セラルハモノトス

雜報

●第二回監獄官練習所開所式に於て教師セーハッパ氏の演説せられたる大意は左の如くなりし

爰に内務大臣閣下は六個月の練習期限を以て諸君を召集し予輩をして諸君と共に行刑法の全体に涉り即ち総論より漸次各論に及ぼして秩然たる行刑法の眞理並ひに各分課の管理術を關する諸般の事項を研究練習するの機會を與へられたり

此機會に於て諸君の予の講述する所に據り監獄管理法に關する全般の事項に涉獵通曉せらるゝことを得へし苟くも上等司獄官たる者は獨り其主任の分課事務に通曉するのみならず併せて又他の一般管理法をも涉獵することを要す單に主任の事務のみに偏重して他の事務に至つては暗として關知する所なきか如きは決して事体の宜しきを得たるものにあらざるなり

諸君ハ凡へて職を司獄官に奉せらるゝ所の諸君なり、司獄官吏として行刑の局に當つて其責任を盡さんと欲せし須らく充分に行刑の理術に通曉する所なか

●地方官々制の改正を歎ひて 今度の改正にて監獄に種種々様の利益恩澤を將來に實に百年の後までも記憶に存すへき一新紀元を開きたり明治二十三年十月十一日の眞に吾人の永久忘るへからざる吉辰とされり今其吾人をして欣拊措く能はざらしむる主要の一事ハ典獄を悉く高等官とし由て地方監獄の事務ハ知事は直屬して言ひ、不羈獨立の地位を保つこと、ありたり是後の頗る處務の敏活を致し且従前は行れざりし事も陸續成就するに至るへしと憶測せらる是れ則ち斯事業の爲めに賀すへき至なり然れども典獄各位の義務責任は一方に於て著く増大せるなり自今の中途の關門に遮れしといふを口實として改良事業を泣寝入とせると能はざるなり此後は彌々力限りの腕籠へをなさゝるへからざる場合に立至れり典獄諸君希くは智囊を絞り腹内の藏書を洗ひ浚ひ展開して吾人の心胸を爽快にせよ吾人は括目して諸君の功績を拜見し時に或は敢て妄批を試るとあるを是れ豫め諒せよ又書記及看守長も夫々昇進の區域を擴められたり

●典獄諸君の地位の進みたるも中に多少所得を

るへからせ、諸君にして若し充分に行刑の理術に通曉せられたる能力を以て彼の所謂上等司獄官會議なるものに臨席せば該會議の效果ハ當さに灼然、顯著なるものあるを見るへき予の確信して疑はざる所なり

予か諸君に向つて講述せる所のものハ理論と實際とを涉つて成るべく詳密且つ明瞭を主とし諸君をして容易に理解するの便を得せしめんことを期す而して予か終局の目的ハ之れに據つて日本に於ける監獄管理法の改良進歩に對し萬一の裨補する所あらしめんを欲するにあり

●出版物發賣頒布の禁止 神奈川下久良岐郡本牧村北方六百八十六番地池田半次郎發行の「外國人の私行と秘密の開表（外國人穴捜し）外國酒店と外妾の案内」と云へる原書、大坂南區鹽町三丁目四十七番屋敷竹森鶴枝發行の生殖器論結婚要訣、愛知縣名古屋市北鷹匠町五十四番戸山内甚右衛門發行のしんらんわらい入一ツトせふし、愛知縣三河國岡崎町大字能見百八十六番戸木俣淺吉發行のしんらんわらいぐさかぞへうたの孰れも風俗を壊乱するものと認められ内務大臣より發賣頒布を禁止せられたり

減殺せらるゝの不幸に遭遇する者なきと能はず是れ固より痛痒なきと能はざるへきも之を幾多の利益の犠牲に供したりと思へハ強ち忍び難きにあらざるへし又忍はざるへからざるなり我輩は萬一にも所得の減殺を填補せんかため屬官を兼勤する者あらんことを恐れ豫め一言して我輩の希望を伸ぶ諸君ハ舉て斯事業に熱心なり區々たる財産上の利益諸君の爲めに何かあらん且諸君の兼勤の有害あることを熟知せられん他に頭上を壓する者あるを不利とするを轉た熟知せられん抑も地位の獨立は之を尊重するに足らざるか

●看守副長 の名稱茲に廢せられ今ハ看守長のみとありたり（警視廳は暫く格別とす）從來とても職掌の上にては其間に著明なる差別ありたるにあらざれば此改正の實際にハ甚き影響なく名義上には適當の處置ありと評するの外なし

●監獄の名稱 從來差々區々の憂ありたる處這般總て一様となりたり即ち府縣廳下の監獄（所謂大監獄）ハ某府縣監獄署と稱し其他の小監獄及若し廳下に二監獄以上あるときは他の一個ハ某府縣某地監獄支署

と稱するとなるへし且典獄は言ふまでもなく監獄署長にして支署長に書記を充つるとあるへし其支署長の書記に限るの原來書記の庶務に當り既に監獄署に於て典獄の事故あるに際し之か代理をもなすへき者なれりからんと思惟す故に若し定員又の定額の爲めに一人より多くの判任官を置き難き支署あらは暫く之に書記兼看守長の重任を被せらるへき平要するに今回の組織の願る處務の敏速を助け實際莫大の便益あるへし

●分課 警察部の分課の先年來一定し居れども監獄署の分課は今回如何に成行くへきか従前は監獄の本據さへを一課たるに過ぎざりしを以て何と曰ひ何と云ふ三四の掛を分ちたるとなれども自今の知事に於て適宜に定め内務大臣に報告すへきとして固より課と稱するも何等の妨なきを以て斷然一齊に課名を採り且集治監仮留監分課に則り庶務課警守課作業課の三課と定められんとを望む其會計課を除く所以の新官制に由り會計の事務を以て内務部第四課に属せられたれり監獄署に於ての僅に會計の出店とも言ふへき枝葉に渉る業務を扱ふのみあるへし由て庶務課の一部分として充分間合せと信す兎に角事務の

開かれ其上異常の恩典たる休職の方法をさへ設けられたり此増給及休職の兩恩典に全國の看守諸君悉く均霑せらるゝとしあれり諸君の定めて聖恩の忝きに感激し今後の益々奮勵して職務に一身を委ねらるへしと確信す従前在監人の員數に異動を生ずれり何時罷免の厄運に際會するを保し難かりしも自今の一年の間休職となりて月俸の幾分を受領し得るの望あり(尤休職を命ずると否及び一年の期限間に何時免職するも適宜なるへし)且月俸も明に六圓以上と最少限を示されたと是れ亦諸君の利益を政府の監獄諸官吏の爲めに此の如く銳意に利益を計らるゝと豈偶然ならんや監獄改良の必要を認め其功を諸君に責めんと欲せらるればなるへし諸君勉めざるへけんや

●押丁の廢止 は集治監假留監に於て決行せられたり然れども概言すれり看守の人員に増加を生ずる勘定なれり眞に罷免に至る押丁の一部分に過ぎず其幾部分の優等者此際看守に轉勤するとならん

●監獄官練習所 は第二回の練習を彌々本月二十日より開始せられたり仄に承るに今回の受業生は案外に多人數にて實に九十五名の多きに上れりとか是の

擧否人員の多少等を比較するの便利を慮り成るへく全國一轍に出でられんことを冀ふなり

●醫師及教誨師の社會に於て高地位を占むるものなり故に監獄に於ても之に相應の待遇を加へざるべからざると勿論なり然るに今日迄備人の中に伍し押丁授業手等の間に介したるハ(譬ひ名義上のみとはいへ)實に不本意の至りなりしなり今回の規定にて少しの満足せらるへし尙ほ優待の實を擧ぐる爲めに儀式上の席などにてハ其人相應の座位を與ふるとの注意ありたきとなり醫師及教誨師諸君は成るべく半は名譽職の積を以て其職を執られんと我輩の希望なり諸君の爲めに取りても監獄の諸君の技倆を研くに勵強なる場所あり敢て乞ふ一方は功徳の爲め一方は研究の爲めに世に知名の國手道德奮て此名譽の職に當たられんことを萬望々々

●看守人員 今年今月今日ハ何等の吉日とや我輩の俗眼の悲しき遂に仰き視るを得ざりしといへども監獄の天際に雲霧たる祥雲充滿し玲瓏たる音楽の聲聞へたると必せりと信す集治監假留監の看守人員を規定せられ由て自然に押丁ハ廢止せらるゝこととなり併て久く當局者の希望して已せざりし看守増給の道と

二名との受業生を出したる府縣過半に居るに由る或人の嘆驚して曰く監獄の職員ハ少きに過ぐとの不平を耳にそると屢々なりしか實ハ平生より餘分ありしと見へたり否らされは此の如く多數の受業生を出し難き筈なりと我輩の謂へらく各地當局者の改良の熱心なる留る者は平生の二倍働きてなりども一年も早く一人も多く卒業者を出して急に改良の効果を収めんとて非常の奮發を以てかく二名つゝ出京せしめられたる地方多きならんと故に我輩ハ此留守居諸君の篤志に感激し出京諸君の之を空ふするとなからん様勉強ありて充分の土産を齎せ歸られんことを望む今回の講師ハフォッセーハ氏の外小原元老院議員(本邦監獄法)と倉富司法省參事官(刑法)となり始業の當日には警保局長及講師諸君臨場ありて至極簡潔なる儀式を舉げられたりと

●聽講筆記の注意 今回ハ一切受業生をして隨聽隨筆せしめらるゝ趣なれり受業生諸君は聽き落書き落のなき様聰耳を聳て健腕を揮ひて遺漏なく筆記せられんことを要すへし全体書取を巧にするとハ緊要なる一事なり諸君の中には速記術に達せらるゝもあるへし然れども中には又書取に熟練せられざるもあるへ

ければ誠に我輩は経験したる秘法を御傳授申へし他
にありす書き方お心を奪はれ大切の講義を聞き漏さ
る様心掛くるとなり運筆は何程達者なるも決して
言語に續くと能はざるものなれし最初より筆記を完
全すすへしとの念慮を懐かなかれ筆記の唯大筋の節
々(之と道路を譬ふれば四辻及び追分あり)を忘れさ
る様に最簡單に全く自己の心覺まで文字の片旁な
りども符号なりども紙上に記し置くへし結局講義に
ハ筋道のあるものなり故に其重要なる節々をさへ記
憶し居れり其間の大小縦横の道筋ハ自然と思ひ出さ
るものなり次に大切なるハ毎日其日の中に上記の
備安録を引出し之に依て記憶を喚起し成るだけ詳細
に淨書を抄すへし如何に強記の人なりとて一夜を越
ゆれり一から十まで記憶し居ると難きものあり聊か
難辭を呈して薄儀に充つ幸に笑納を賜へ

●監獄建築熱流行の兆あり 監獄改良の實効を挙げ
んとするに固より監獄の新築を行はざる可らず監
獄建築の重要堅切なるハ何人とも雖も異議を挟むとあ
らざるへし完全なる監獄は何々より成立せざるやと問
ハ、適當なる建造物と官吏とより成立すと答ふへし
と論を須たす宛然國家の國土と人民とに於けるか如

かるへしと雖も此の如き模範となすへき建物を成就
する迄にハ尙は幾多の試験を行ひ経験を重ねるを要
すへし今の間の各地に於て建築の必要ある毎とに
(其新築改築増築たるを問はず)小規模を以て様々の
試験を行ひ以て數年の後を期し完全なる建築法を確
定せざるに至らんとを希望す我輩の未だ經驗なく成案
なきは輕卒に大規模の新築工事を起すを好まず否卻
て斯改良事業の爲めに不詳なる結果を將來せんとを
恐る近來頻に建築の起工又ハ計畫の談を聞く由て或
ハ爲めに一時の流行を生じ次て大恐慌の反動あらん
とを憂ふ少く卑見を陳して垂教を待つ

●密室 といは取も直さず獨居房なり我國の監獄ハ大
體雜居制を通過すれば嚴重なる隔離を要する刑事
被告人の爲めハ此密室なるものを置かれたる譯あり
と考へらる果して然らハ分房制の拘置監を建築せる
上ハ別に特殊なる密室なるものを建築すへき必要な
かるへし乎刑事訴訟法第八十八條に密室監禁の言渡
を受けたる被告人ハ一名毎に之を別室に置き云々と
あるのみ未だ之を別棟とか別宇とかに置くの規定あ
るとを發見せず何分從來數年間密室ハ別宇に建築す
るものと極り居りたれハ先入主となりて迄と別宇

し然りと雖も監獄の建築ハ易事にあらす監獄百般の
事物ハ概ね建造物と相關聯を故に順序を逐て百事の
改良に着手し充分経験を積み將來の見込確立せざる
及んで始めて適當なる營造物を成就するを得へし建
築に之尠少ならざる費用を要す此費用ハ良民粒々辛
苦の膏血より出つ豈之を輕姚に浪費すへけんや監獄
の建築ハ百年の後を慮らざるへからす一時の流行に
乘じ速て、起工するか如きとあるへけんや建物のみ
如何に立派なるも其他の道具揃ハされは十分の用を
爲さざるへし之を海軍に譬ふれば監舎の艦船あり艦
船如何に壯大あるも銳利なる銃砲及精練なる運轉手
機關士等に乏しければ何の用をもなさざるへきなり
故に萬事畧々足並を揃へて前進せんと最必要なり凡
る世に大建築の工を起すとあれば其道の大家に製圖
設計を委嘱し先つ各種の圖案を調製し圖上にて篤と
工夫を凝らし尙は緊要なる部分の爲にハ木を組み
雛形を製作し緩々取捨増損を行ひ其上彌々是にて善
しとの確乎たる方案立つを待て實地工事に着手する
となり監獄の建物は美術上の考案を要せず一たハ適
當なる模型を得たる以上は其準繩ハ據て他の建築を
行ひ得へければ普通の大建築の如く面倒なることな

を要する様に思はるハのみ畢竟根據なき空想のみ事
物の變遷せるときは此種の撞着ありからなり
●教誨の有効 ならんを欲すれハ首として左の三項
に注意すへし一金光燦爛俗眼を眩耀するハかりの莊
儼を具ると二心耳を清澄して往事を追懐し未來を憶
想せしむへき機會を與へん爲め自然に沈思默考する
を要すへき森嚴なる祈禱を行ふと三胸中に何等かの
大作用を興ふへき出來事ありたる瞬時を利用すると
●僑托監獄醫 地方病院と約束して監獄よりは病院
へ一定の報酬を拂ひ病院より日々醫員を監獄に派出
して診察治療を行はしむると往々これありと公然
に今回地方官々制にて監獄醫ハ判任官待遇のたと定
められたれハ此受負治療法ハ不都合となりたるか如
し如何とあれば醫員一定せざれば病院より判任官
待遇たる監獄醫の辭令書を發せざるへからざる奇態
の場合に立至れハかり要するに監獄醫の職任ハ重大
なり割然たる責任を平生より負はしめざるへからず
監獄醫は在監人の個人質を諸知せざるへからず否ら
されは孩兒の瞞着するところとなるの恐あり監獄百
般の状態に通せざるへからず否らされハ殊に傳染病
發生の際とに有效なる手段を施し難かるへし何の

道一人なり二人なり常置の監獄醫あるを希望して己まざるあり

●従前押丁の職掌 集治監及假留監に於て押丁を廢止せられたるに由り従前之をして取扱はしめられたる業務の自今一部は看守の掌とし他の一部は囚人を使役して辨せしめらるゝ次第ならんと想像す當初の少々混雜なるへきも逐々慣るゝに従て始末も付くへし何々は看守の掌に歸し何々の囚人をして従事せしむへきやの未だ分掌例の改正ありたるを聞かされり暫く各典獄の選定に一任せらるゝの御趣意ならんと推量す

●埼玉縣巡查職務に斃る 埼玉縣の本年八月の風雨にて加害の慘狀を極めたるに既に人の知る所にして諸處堤防の壞決少からず爰も南埼玉郡大袋村の八月廿八日に於て河水氾濫し溢水全村を浸すを以て之れか疏通に盡力するの際竟に各字の間に紛争を生じ巡查田口久五郎は暴民の爲めに毆殺せられたり今その次第を聞くに大袋村の荒川流域に沿ひたる地にして八月廿二日の強雨後は河水日々暴漲し濁流激奔村内の堤防殆んど壞決せんとするの危険に迫りしかば各大字の人民舉て水防に盡力し必至の勦を爲すに獨

思間の村民凡ろ五六十名恰も其近傍に會合しありしが今張莖を撤去せしめられたるを見て大に激怒し忽ち輕躁の暴民十二三名各自に棍棒杯を提げ吶喊襲來するに確と行違ひたり斯くと見たる兩字の村民等ハ暴民の勢猛烈なるに恐怖し悉く遁け去りけれども獨田口巡查ハ毅然として動かす飽まで之れを鎮制せんを擬せしも暴民等の猛惡なる巡查を中に取捲き言語を接するに暇なく無二無三に搏撃し衆寡敵せず遂に亂打の下に斃れたり抑該遭難の事たる田口巡查か其職務を奉するの厚きよ出て剛毅果敢難く當て苟も死を讓らざるの節操たらずんばあるへからず能く其職を守れりと謂ふへし此出來事の後は水害各地に於て各々警戒する所あり自ら不穩の舉動を現するとなく同村の平和を保ちしは一に田口巡查の性命を擲ち職務を竭したるの功烈に由らざるハなし、田口巡查ハ埼玉縣北埼玉郡阿佐間村の平民おして明治廿二年埼玉縣の巡查を拜命し爾來勤勉其職に従事し同僚中頗る勤勉の譽を博し性行剛直ありしと云ふ

●警部補の廢止 府縣の警部補ハ明治十四年十二月初めて之を置かれ警部に亞ぐの職掌あれども別に補の名稱を附せる程の著しき殊別もなかりし故に十五

其下流なる大字思間の人民ハ字内一部の安全を保たんか爲め數ヶ所の橋梁下に藁莖の類を張り番人を附して之を嚴守し以て奔流の勢を制沮せしかり上流は益々氾濫の狀を逞ふし今にも壞決の慘況を呈せん老有様なりけれハ大字大道同三ノ宮の人民は忽ち苦情を鳴らし思間の專横を詰り各橋下の莖を撤去せしめんと談判數回に及びたるに毎に抗拒して更に應ずるの色なく將に争鬭を起さんとするの場合に逼りしが大道三の宮兩字内重立たる者の周旋に依り一先つ靜穩よ至れるを以て受持巡查駐在所に至り該件の狀況を述べ恩間に於て飽迄も抗拒して莖を撤去せされば終に鬭争を惹起さんとするの事情を陳へ切に其説諭を懇請したり此大袋村ハ越ヶ谷警察分署の所轄に係り田口巡查ハ其第一區駐在所に在り今第一區駐在所に來り説諭を懇請せしかば田口巡查の詳に彼是談判の模様を聞き其狀況を知悉し實地氾濫の狀勢を見慘害に陥らんす有様に捨置き難く事情切迫の場合を見認め即ち兩字の村民十五六名と共に恩間に至り橋梁の番人等と懇諭し上流より第一第二に至るまで二ヶ所の張莖を撤去せしめ尙下流數ヶ所の張莖を見るに流賊上甚しき障害なきを見認め一同引還したる途中

年に至り内務省乙第三號なる達を以て警部補は分署に充つへしと定めたり浩りしかども何かにつけ警部補なる名稱ハ不都合あるを見るのみにして實用上必要なきと見認め警部補を廢すへしとの論議起り數年前既に評決の場合に至りしが事情ありて中止せられたるやに噂もありてその後久しく何の音沙汰なかりしか本年七月の改正警察官服制を見るに警部と警部補と其徽章同一なりけれハ此ハ訝し必定警部補ハ廢せらるゝの下た心にやと思ふたハ的中して本年十月勅命第二百三十五號地方官官制にハ断然此名稱を削減せられ此に至り初めて警部補と廢されたり是より地方警察の體面に一層光彩ある美菓を結ぶならんと刮目する所なり

●警部に任用 各地方(東京府を除く)の警部補廢せられたるを以て官制開發の日若くは其翌日を以て悉く従前の警部補を警部に任用せり斯く取計ふたるもハ警部補と廢官されハ發令と與に警部に任用するにあらざれば勤續に爲すを得ざるか故なりと云ふ果して然るや否

●警察部中主計課の消滅 内務省は兩三年前各地方警察本部分掌事務の整頓を謀り各地方に令して本部

に警務、保安、主計の三課を置かしめられたる由然るに今般發布せられたる地方官々制に依り警察部中従前の主計課ハ自然消滅に歸したりと云ふ今其理由なりといふを聞くに前の地方官々制ハ警部長の職掌中警察の會計に關する事務を整理するの項目ありしに改正官制にハ之を削除したりとの削除したるものは警察部に於てハ一切會計事務を扱はず都て内務部第四課に於て之を取扱ひ其整理を爲すべきことに更定せられたるなりと

●警察部の課名 改正地方官々制の警察部に屬する課名ハ前項に記したる如く従前の三課を二課となすに止る筈あるは言外明白なるにかがら或ハ多少感を生ずるの向もあるへし開ハ官制第二十九條に事務の分課ハ知事之を定め云々とありて知事ハ隨意に如何なる名稱の課も之を置くに差支なきが如く見ゆるを以て廣義に解釋し先年の内務省の内訓は消滅せしものと思ふて新官制に依違して種々に名稱を付し之を數課に分ち高等警察課なるものを置きし地方もあるやに傳ふる者あり抑高等警察ハ警部長自身に之を主宰すべき筈にして警察部中別に課を設け課務に附すべきものにあらす何の故に斯く觀易き理由を排除しれども昨年の前古未曾有の慘烈なる水害に罹り之れか爲め土木の費途莫大なるを以て増額の要求を見合せたるハ縣會ハ此の實情を察し自ら進んで俸給の増額をなさんとを發議し最下額の六圓を削り總て七圓以上となし貳千五百圓を増せり當時某議員の發議の要を左に掲げん

昔日の巡查ハ左程教育も無き者多かりしも今日日本縣巡查ハ皆相當の教育に養成せられたるものよし其價值決して昔日の比にあらざるとハ普く人の知る所なり實にその俸給を八圓にも九圓にも増さんとを希望すれども所謂本年柄のことあるを以て先の本按(二千五百圓を増し六圓を消すと)を以て當を得たるものとせん云々

●知事の告諭 福岡縣知事ハ前項の如き意外の好蹟を得て益々警察官吏を感奮し此機に乗じて一層警察の進歩を謀らんと欲し本年の政始に當り左の剴切ある告諭を發して大に各巡查を獎勵せり

告諭

凡そ歳華革新の際に當りてハ宜しく往年の事蹟を照鑒し來日の經綸を畫措し已に其緒に就きたる事の益擴充揮張し未だ其緒に就かざるの件ハ奮て勇

此課を置かるゝに至りしや一圓合點が參らずこの多分傳説の誤謬ならんハ主計課の代りに調度課を置けるものありといふものあり調度課は則主計課の變態にして變名同實をれハ是も官制の旨趣に適合せず必ず此課名も廢絶せらるへし

●福岡縣巡查俸給の増額 福岡縣巡查の俸給ハ最下額を七圓とし六圓給を廢したるとハ前號に之を掲げしが今又其詳細の事を聞くに巡查の職たる内其任務上負擔する所の責甚重く外人民に對する行爲上宜を制するとの難き一身内外の衝に當り行政に司法に警察の目的を遂ぐるると一に巡查ハ依らざるハなしとの俸給を問へハ拾圓以下六圓までなり(多年勤續の者ハ拾五圓まで給するを得るにもせよ)六圓の俸給は實に過少にして其責務の重に比すれば頗る權衡を得ず而して巡查の人物如何を驗するに俸給に比し常に優れるを見る且一般人民より尊敬を受けるの狀ありて駐在巡查の如きと其地方に於ける諸種の會場等にても席次を定むるにハ村長小學教員抹より上位に坐しむるか如き一般の款待尊遇を受くるを常とせり斯の如き實況にしてろの人物も亦有爲なる故に最早巡查俸給額の平準を増多し一般に増俸を行ハんと欲す

往狂取するの策を講究せざるべからず今明治二十三年の政事始めに當り保和特ハ我警察官吏も向て大に告諭する所あらむと欲するものあり矣

抑も本縣警察ハ兩三年來銳意改良に汲々として一日も休止することなく親檢し去り實歴し來り短を捨て長を取り幾多の變更を経て今や漸く其緒に就かひとするの狀あり是れか任ハ當れる警察官吏は各自嚴肅なる紀律の下に運動し劇瀆を畏れす水火を避けす稜々たる酷暑を衝き炎々たる酷暑を冒法其職を盡し其任を全うし殊に平素ハ品節を尙ひ操行を厲き昔日に比すれハ漸く見るべきものあり於是乎至誠人を動かし各自の精神ハ竟に縣下一般に信孚し得たるものある乎本年度の如きは縣下過半前古未曾有の酸烈なる水害に罹り百事節儉専ら民力を休養せべきの時なるを以て警察費の如き増額の必要あるものと雖も忍むて之れか要求を爲さざりしに議會ハ自ら進んで巡查俸給に金貳千五百圓の増額を命じ爾後其俸給を増加して七圓俸以上となすの決議をなしたり嗚呼我警察に於ては是れ何等の名譽や是れ何等の面目や

雖然保和熟々思ふ是れ畢竟各警察官吏發奮激勵の

致す所に職由するなるへしと雖も抑も亦我縣會に於ては從來の警察を以て未だ充分なりとせず満足せりとなさず尙は一層の良制を求め尙は一層の保護を切望するの熱情止む能はざるより今一層價值を有する優等の警察官吏を得むと欲し之れが決議をなすの舉に出でたるは信じて疑はざる所なり職に警察にあるもの宜しく此の旨を諒せざるへからず

夫れ「人ノ祿ヲ食ム者ハ人ノ事ニ死ス」只徒らに厚遇を受けて之れに酬ひざるは苟も事理を解する者の忍ぶ能はざる所なり況むや高操品節を尙ふの我警察官に於てをや今や縣民の我警察官吏を待つこと已に如此警察官吏たる者此の優遇を受くると同時に豈に深く感激發憤せざるへけむ哉自今以後警部長以下巡查に至る迄益其徳を修め其識を研き愈其身を碎き其勞を厭はず忠實勤勉以て縣利民福を全からしむへし若し此の旨に背き苟も怠慢荒廢の徒あるとき保和は之を嚴責し之を重罰し毫も假借する所あるへし今茲に政始に當り敢て告諭を
明治二十三年一月四日 福岡縣知事安場保和
右の告諭に豈獨り福岡縣の警察官吏のみならんや全

を得んものと夫々計畫せられたるもの少しとせを然るに昨年の冬服は既に調製済となり普通府縣會の開期も逼迫せしかの終に昨年及今年の冬春の小倉服を用る竟に羅紗に改むるとを爲さず獨朽木縣ハ率先羅紗に改め昨年の冬服を巡查に給するとを得たるやに傳聞せり警視廳は先に府會の議決を経て本年の冬期より總て羅紗服を給すると、なし現に十月一日着用し居れり之を従前の小倉織紺地の綿入服と比へなば妍醜の差實は如何ぞや各地方に於ても本年の通常會にハ羅紗服とするとを提出し來年の冬服より之を更改せんと計畫せらるゝもの多しと聞けば來年冬期に至れば日本巡查の服裝を一變するに至るへし

● 巡查の服制を改むるを要す 巡查の服制ハ明治八年初めて制定せられ爾來幾多の變遷を経て今の服制とはなれり一改正ごとに其徽章を減削し終に無徽章とせられたりろの裁縫の尋常一般と異なる所あるを以て織別し得らるゝも可なり物足らぬ氣持を以て帽制に至てハ殊に實用上不便なるを見る百典威具の今日加之警察官服制の立派なるに比べ甚だ見劣りする狀あり何卒萬障を凌ぎ巡查の服制改正あらんとを希望す來年度ハ羅紗地を用ゆると全國に普及せん

國三萬の警察官吏宜しく此旨趣を體し此精神に則り資て以て平素服膺從事するに於てハ實際に益するも亦尠少にあらざるべきを信する也

● 巡查の羅紗服 巡查の服地は明治十三年以來冬夏とも小倉織の木綿地を以て製するととなり如何なる事情あるも毛織地を用ゐることを禁せられしか數年經驗を積むに從ひ褪色の速なる惡臭を吸收して温暖の日之を蒸發する等の缺點あり保存期限の短きも期限前に至れり其不體裁なる服裝を顯はすものありて小倉織の不得策ある點を見出し之を羅紗地に換ふるも保存期限を長ふせり經濟上毫も損失なく却て多少の利益あることを知得し羅紗地に更改せんと議諸處に起り中には已に其筋へ持出したる向さへあり其筋に於ても其得失を考量し保存期限を長ふして巡查に給するに於てハ費用上小倉地と差異なきを知り則ち昨廿二年九月閣令第二十五號を以て「明治十三年達第五十六號同六十五號巡查制帽制服表服地、欄紺、下羅紗又ハ、四字ヲ追加ス」と達せられたり斯くなれば冬紺羅紗又ハ小倉とありて服地の紺羅紗を以て正則とするハ當然の解釋なりとす於是乎地方より於て速に羅紗服に改めて是迄の缺點を排除し經濟上の利益

之を幸期として攻めてハ帽なりと改正あらまほし出火場等にてハ餘程不都合なるを目撃せしと度々あり

● 北海道へ押送 頃日東京假留監より百五十四宮城兵庫の兩假留監よりハ百四つ、北海道釧路集治監へ押送ありたりと

● 刑事訴訟法出てたり 兼て治罪法及監獄則の書籍書信等檢閱の條に刑事被告人に關する允許ハ豫審判事(當該裁判官)より與ふると定めあれ頗る不便を感し居りたるを以て今度刑事訴訟法の公布あるや何れ又手置き先づ此不便の除かれたるや如何と搜索するよ其第八十五條に明に豫審判事又は檢事と記載しあり先づ一安心と覺へす一息

● 刑法付則の改正 刑法も改正せらるへしとは久しく傳聞する所なるが今回は付則の小改正のみ發表せられたり元來警察監獄どもに大關係ある刑法付則のとされハ眼睛を定め熟讀するに吾人にハ關係遠き些細の改正のみ何れ吾人にも大影響を及ぼすべき改正を見るの日もあらんと察すれハ只管其有益ある且有效ある改正ならんとを默禱して已まざるなり此事に關してハ他日我輩

の所思を述へて大方の教を乞ふとあるへし

●民事拘留人

商法施行の後の監獄の住民に一種の新元素を加ふへし民事拘留人乃ち是れなり此新住民は全く刑事被告人に同く取扱ふべきものなれり別に監獄に煩累を來すとあらざるへし但之を入るゝ場所として拘留監中の一二房を豫めわけ置くことと大抵見込を立て、幾十人分又ハ幾百人分の食費を義務者より償ひ得ざる場合の爲に豫算に組入れ置くを要せし而して此債務者を拘留すへき留置場とハ凡て刑事被告人を拘禁する所即ち裁判所警察署内の留置場及拘留監なるへし是れ我輩の所見なり因に一言せんとするハ警察署内の留置場を此際今少しく増築せられたき希望なり勿論既に充分なる間數ある所は格別とす本文の拘留人と刑事被告人と拘留囚(換輕禁錮囚とも)とを別々に離隔し且男女を分ち置くだけの準備こそ非とも具足せんとを要すへし隨てハ少くとも五六間は必らずなからざるへからざるなり

●重罪の控訴人

重罪の言渡に對して控訴を許さるゝの日も最早遠きにあらざれば其費用は如何すへき其裁判確定後の執るべきあり高一階を裡に畏怖心を懷抱するときは輒ち他人に之を看破せられ隨て其弱身に付け込まれ不慮の災難を蒙るともあるへし世には吾か心の外に怖るべきものなきなり吾か心に曇さへかけられ寤寐ともに安く事に當て泰然たるを得へし

●長靴

降雨の際などにハ巡查の長靴を穿くを見る然るに其製大略乗馬靴に類し外見不恰好ある上に經濟上不利益あるへしと思はる此様ある長靴ハ一日水に浸潤するどきの容易に乾燥せず然りとて翌日も雨天なれば(第二の長靴ある者ハ格別)已むを得ず此濕りたるものを用ひざるへからず濕りたる長靴はさしみて容易に穿くへからず強て穿かんとすれハ革の破るゝとあり又急に乾燥すればコツ々々に硬くなると油を塗りて漸々軟化するの外名策あり)是れ又容易に穿くへからず強て穿けハ革の裂けるとあり否らざるも足部に皮をを生ずへし(体温よりて時を経れば柔軟に復すれども其時を待たず歩行すれば)故に損ありて徳なきものありされは短靴と脚絆を用ゆることと改めたらハ如何然るときハ冬日ハ脚絆を袴下に穿きて防寒の具となし夏日も同上の装法にて埃除となり雨雪

行地は何れを可とするや等の問題ハ既に久く其筋に於て研究せらるゝやに傳聞し居りたるか近々何とかが發令に至るへしとか申事は迄ハ輕罪の控訴人のみありしを以て人員も格別多數ならず原地方より控訴院所在地方へ償却する金額も全國を通して一ヶ年二萬五千圓に足らざる位ありしか彌々重罪の者まで控訴し得るの曉とならハ控訴せざるハ損なりとの意氣込めて吾も々々と續々控訴を提出すことあり隨て其人數も今日に幾倍するに至らんも知るへからず由て此一件の中々重大なる關係あるとならんかど推察を我輩ハ速に至當なる規定あらんとを瞻望するなり

●畏怖心を懷く勿れ

警察及監獄の諸官吏は時として人々の嫌忌する事を行ひ甚きは最深き怨恨を招くへき事をも職務上行ひざるへからざるとなり然れども自ら求めてなすにあらず法律に命せられ已むことを得ずしてしかるなれハ毫も顧慮するを要せず誠心を以て嚴肅に斷行すへし決して躊躇するを要せず若し一點の暗きところ自己の心にあるどきの自ら不安の心を生ずるものなり仰て天は愧ぢす俯して地に慚ぢされハ何事を爲すと其職務の命する所なる限りの會て畏怖するべし

●看守帶劍の製式

我輩ハ現今普通なる如き長き帶革を付けたるより刀は陸軍砲兵卒などの佩用するか如き短く平なる身の刀又は劍を以て利ありと考ふるなり第一輕く第二アラ々々せされは歩行に便なり第三ガチャ々々々音をなさず第四囚人より不意に抜き取らるゝ憂少なく第五蓋は革製なるを以て毎日拭ふとの勞を省き第六代價著く廉なり當局者の一考を煩そ

●監獄と外界

監獄内へハ少しも外界の風吹き入るを許さず世間の出來事を在監人の聞知するとあるへからずとい常に人々の唱道する所なり尙ほ一步を進めて在監人の毫も外界を見るへからず(碧空と日月星宿の外ハ)と我輩は主張せんとす故に監房の窓ハ悉く頭の上部に開きしかも其下半截ハ不透明硝子を用ゆへし外界を見外界の事を聞くどきの種々の妄念生ずるものなり其上自由刑の執行といへハ耳目の保養も禁制の中に屬すへし(波狀の凹凸ある硝子を最可とすべし)

●萬國監獄會議

本年夏魯京聖比德堡に開設ありたる第四回の同會議の中々の盛況にて各國よりの知名の學者實際家を多く委員として派出したるとなれば種々有益なる研究もあり其効果の逐々著書に實務に著々顯れ出つるとならんと今より筋に心待せらるゝなり原來萬國會議のとなれの國々に法律の異同あり風俗習慣の一致せざるあり立國の大本さへ其軌を一にせざるを以て細密なる行刑上の議決を爲すも悉皆之を實施せへき運とはからざるより討議の末議決を行ひたるの全く大体上の原則に止り而かも僅々たる廣汎の問題に過ぎざりしとなり同會議の吾人に與ふる大利益の議員個々の吐出したる意見是れなり故に各員の演說筆記を得んと吾人の最希望する所なり因に本邦なり提出ありたる三問題も討議に上り其中二題は就てハ調査委員の報告あり一題は後回に譲るとありたりと言へり吾人の尙ほ逐々同會議に關する有益の記事を本誌に登載することを怠らざるへし

吾人切に望むらくハ次回の巴里に開設せらるゝ會議にハ本邦よりも立派なる専門家の委員を派遣せられ且學問上及實驗上の種々有益なる報告を送りて各國に對する我輩の卑見を開陳して諸君の參考を乞ふとあるへし

●地方官々制新舊の差 今度改正になりたる地方官制中警察に關する部分にして舊官制と新官制との差異を比擧するも亦實益なきにあらず依て茲に掲げんに第一舊制にハ警部長は別に警察官の項に掲げありしを新制の之を廢して單に第一條各府縣に職員を置く左の如しとして書記官の次ハ警部長を置き技手の次ハ警部を置きり第二舊制にハ警部長を京都大坂の二府師團控訴院所在及開港場ある縣に限り奏任二等迄とし其他の縣の奏任四等以下なるを新制は總て奏任二等以下とせり且舊制の普通高等官の俸給を下賜せしに新制は前者を年俸千四百圓(大坂府警部長は特に年額三百圓を増給するとを得)後者を年俸千百圓と限れり第三舊制にハ警部補を置けるを新制にハ之を廢し單に警部の一名稱とせり且警部の人員ハ收稅屬を除き其他の判任官を通して全國六千二百九十六人を以て定員とせり(從來の警部警部補の警視廳を除き各府縣通して二千三百七十六人なり)第四舊制にハ警察本部とありしを新制には改めて警察部とせり且舊制にハ警部長を警察本部長に充て警部長

人の耳目を聳動せしめんとを各地方當局の諸君今より奮勵して其準備を修められんとを敢て勸告する所なり

●萬國監獄博覽會

ハ前記會議に付屬して開設せられたり本邦よりも種々出品ありたる中囚人の製作に係る諸品の開場後數日を出てすして悉皆賣買約定済となりたりと言ふ其景況も後号に詳記して報道する所あらんとを期す

●看守教習の事

も近々規定せらるゝ筈なりと傳聞せり先般訓授に關する訓令ありたるより地方によりてハ教習の事と混同して解釋せらるゝ向もある様子なれハ一寸茲に一言し置くなり多分次号の發行迄にハ發表の運どなるへしと推測す何れの道教習の爲めとハ言へ多額の費用を要する宏大の仕掛は當世不向なるへし此邊には深く注意あらんとを切望するなり

●獄務顧問の巡回復命書

を逐々印刷に付され各地方の長官に配付せらるゝ哉の趣に開けり随分岡目八目の價値あるへしと思はるれハ當局諸君の熟讀して充分利用の道を講せられんとを希望す若し此秘書を一讀するの幸を得ば敢て之

に屬する事務を本部に於て取扱ひたるに新制にハ警部長ハ警察部長となり知事の命を承けて所部の事務を掌理すとなれり第五舊制にハ警部長は知事の指揮監督を承け左の職務を掌る、一、管内高等警察の事に關する事務を整理する事、二、管内各部の警察官を指揮監督し非常急變の場合に於て管内の警察官を統一指揮する事、三、管内各警察署及各警察分署に必要な警察官を分配する事、四、警部長に屬する職掌を定められたるに新制にハ之を削り唯部長となり所部の事務を掌理し部下の官吏を統督せらるゝにて知事との分任あらざるよりハ特有の職掌なきものとなれり第六舊制にハ警察本部に於て警部長に屬する事務を取扱ふこととなりしを新制にてハ警察部の高等警察及行政警察の事務を掌るととなれり第七舊制は警察本部は警部長の職掌たる項目を取扱ふと規定されしも新制は警察部の事務の分課は知事之を定むとあり第八舊制には警部警部補ハ警部長の指揮監督を承け各其主任に屬する警察事務を掌り部下の巡查を指揮監督すとあるを改めて新制には警部は上官の指揮を承け警察事務を分掌し部下の巡查を指揮監督すと

なれり此項を吟味せし上官との知事警部長を指さすことにて知事の所部の官吏を統督するの職權を有すれとも警部長に至ては知事の命を承くるにあらざれば警部を指揮するのみよて監督するの職權を失ふたる委なり第九舊制に府縣内各郡區に警察署一箇所を置くとなりしを新制に改めて各都市に警察署を置きとせり尤も京都市大坂市は内務大臣の認可を経て二箇以上の警察署を設けるとを得せしめられたり第十舊制に署長ハ部内の高等警察行政警察及司法警察を掌り法律命令の履行を監督する旨を規し且其項目八箇(略之)を定めたるを新制には何事も記載せず知事の分任するに委す第十一巡查に關する規程ハ別に定むる所ニ依るハ新舊共に同一なり第十二舊制になくして新制に生じたるものハ郡長及島司に於て警察規則を發布するの權を附與せられたる是也而して此郡長島司に於て發したる規則にして公益を害し成規に違ひ又は權限を犯すとあるときハ内務大臣又ハ主務大臣及知事ハ之を取消し又ハ中止を命ずることを得へし

此改正に因て著しき變更を見るハ警部長の職任と警察署長の權限なり舊制の警部長に屬せし職掌中高等

警察の事務警察會計に關する事務整理の任ハ新制に於て之れを警部長なる單體より取り去り前者ハ警察部の事務となり後者は内務部の事務となれり高等警察にして部の事務となれり之を取扱ふものハ警部長に限らず部員の取扱に委するを得警部長ハ唯之を督視せし可なるか如し然とも其精神ハ毫も從前と異なることなく都て警部長自親の取扱に屬して部員に之を委するといふなるへし故に警察部中課を設くる場合に於ても高等警察課又ハ高等警察を取扱ふ特務の掛を置かざるへし又會計事務は警察部が追出され内務部に逃げ込みし上の豫算決算金銭出納の事ハ警部長の責任の外に在りて警部長の重任の肩荷を輕ふしたる次第なれハ警部長の爲めに賀すべきなり尤も巡查の被服並用度品の受渡し即ち物品會計に關する事務ハ警察部の警務課に於て之を取扱ふべきものとす是とても掛等の特設するには及ぶまじ又警察署長ハ洪大な職掌を勅令に因り受取りたるに無慘よも亦勅令に因り之を奪ひ取られたり然とも知事は多分舊例に從ひ之を分任するならん又縱令特別の分任なくとも法律命令の履行を監督するハ署長否事警察官に屬する自然の職掌なりと云ふ可き也

●憲兵下士卒の賞譽 本年七八兩月間に於て憲兵下士卒の賞譽は左の如し

愛知憲兵隊

賞金三圓五十錢

陸軍憲兵二等軍曹 吉川卯之吉

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

陸軍憲兵隊

賞金三圓五十錢

陸軍憲兵二等軍曹 吉川卯之吉

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

陸軍憲兵隊

賞金三圓五十錢

陸軍憲兵二等軍曹 吉川卯之吉

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

陸軍憲兵隊

賞金三圓五十錢

陸軍憲兵二等軍曹 吉川卯之吉

●賞表授與 大分縣大分監獄に於てハ本年九月七日重罪男囚八名輕罪男囚八名舊懲役男囚二名へ各賞表一個を授與せられたり

●監獄官練習所受業生旅費に就き 本年八月二十七日内務省訓令第三十三號監獄官練習所受業生に係る旅費ハ最初生徒各廳を出發するに方り其往返ハ通常派出の例に依り漁船賃瀛車賃馬賃

及日當を又該所へ滞在中ハ寄宿舎賄料の實費凡う壹ヶ月壹名に付き四圓五十錢許を以て日當とし總て概算を以て之を渡し其卒業退所の後ハ精算を遂ぐるの順序なりとか然れども會計年度を跨り若くハ其廳の都合に依り當初出發の際に於てハ往路の旅費のみを渡し滞在中の日當賄料の及ハ歸路の旅費ハ之を要するの期に臨み送金渡方を爲すも妨げなしとか云へり

●巡查の手袋 巡查の手袋ハ巡查給與品中に掲載なきのみならず一般に之を給與せざるを以て本則とせるとハ是迄の成例にして北陸東山の諸縣に在ては冬期間寒風凜烈手籠せんと欲するの状ありて特に内務省の認可を経手袋を官給せし例ハあれどもその他ハは絶てなき事あらん然とも各地の巡查ハ實際に皆之を嵌居るを以て其私費講求の上上官の許可を得若くハ黙許にて之を使用するならんか巡查の職ハ體面を保つに要あるとゆへ瑣細ある手袋と雖尚は注意すへ死とあり府下にあらざる筈なれども交色毛糸の手編或ハ茶鼠等の間色の手袋を嵌めたるものを目撃せしとあり是等ハ上官に於て禁止せられ宜しく警察官と一齊に白手袋とせられんとこそ望まじけれ

●監獄官練習所召集員 第二回監獄官練習所へ入所

せられたる司獄官の府縣別並其氏名ハ左の如し

(席順不同)

- 北海道廳下平冽君高畑基次郎君吉野嵩央君●警視廳橫江勝榮君秋山平八郎君菅井朋倫君神尾虎之助君羽村龍久君東郷助五郎君●京都府岸田氏美君廣瀬正義君●大阪府長谷川巖君石川三次君新妻駒五郎君●神奈川縣霧生里次郎君本間主貞君●兵庫縣花房敏君加藤雄逸君●長崎縣木藤良君林清一郎君●新潟縣杉野喜祐君●崎玉縣今澤信清君草刈次郎君●群馬縣尾原勘作君坂口慶吉君●千葉縣阿部武之進君大須賀光顯君●茨城縣加藤紀堅君山内副忠君●栃木縣高田真清君●奈良縣高屋常三郎君●三重縣鈴木保忠君渡邊武直君●愛知縣松本悅之助君山崎正君●靜岡縣佐々木武次郎君松田長克君●山梨縣山本生長君●滋賀縣奧村嗣次郎君郷原増之輔君●岐阜縣伊東義路君●長野縣坪井直彦君山崎小五郎君●宮城縣石井直長君佐藤勝治君●福島縣橋本利邦君鎌田憲次郎君●岩手縣武田和忠太君熊山毅君●青森縣工藤襄君●山形縣高橋勝太君黒金運八君●秋田縣木名瀬禮君助大貫忠直君●福井縣舟橋久永君●石川縣小島義則君内藤直太郎君●富

一般の理想を備ふれり是れり故に採用試験ありても身体精神品行履歴等の條件の外にハ讀書作文算術地理等眞に普通の學科を要するに過ぎず是れ其職務上法令を理解し記帳申報等に差支なければ其上に學問上の知識を必要とせされりなり獨逸などにてハ任命前に試用の事あり本邦にてハ之に代ふるに教習の方法を以てせり實に深切の至と謂ふへし教習とは取も直さず見習なりと解すへし

傳承するところによれば看守に缺員を生ずるときハ必要の人員だけ(試験法を施行する地方にてハ試験の上)採用し(既に看守に任用する上は之に全額の月俸を給し且被服を給與し帶劍を貸與すへきと勿論なるへし)教習の期限間ハ書記看守長に於て各其受持の事務を銘々の執務室に於て懇々諄々教導し殊に一進口授したる末實際事を執らまめて一々事實に就て指教を與へ又先任の既に慣熟したる看守をして實務を指導せしめ以て一面にハ口授し一面にハ習熟せまむるの方法となす御趣意なりとか云へり故に專任の教官を置くを要せず(尤監獄則分掌例等の如き全体に涉る教習の科目もあるとされはこれかために一人の主任教官を定むるとは必要なるへし然れども

- 山縣宇津井外五郎君管谷定興君●鳥取縣山本忠雄君●島根縣引野辰次郎君野津久太郎君●岡山縣和田宗親君船橋致遠君●廣島縣森田重行君山縣齊高君●山口縣村上敏君●和歌山縣島村民之助君山本駿次郎君●德島縣栗田重作君小原正安君●香川縣濱田辰四郎君●愛媛縣武司重淵君德永光廣君●高知縣江澤精造君上田稔君●福岡縣河原正治君山座龍太郎君●大分縣佐藤元次郎君●佐賀縣松隈健二君田尻彌太郎君●熊本縣宗像覺馬君●宮崎縣三輪矯三君●鹿児島縣古恆宗次郎君●沖繩縣宮原景明君●東京集治監河村稻穗君蘆立安之君●三池集治監三池偵君鈴木清臣君●樺戶集治監幸島謙太郎君●釧路集治監中原政彦君●空知集治監平尾信次君●宮城集治監伴誠藏君一條源次郎君●兵庫假留監高松知周君

●看守教習の事に付再言す

看守教習の事ハ不日發令の運かりとか風聞に承れり豫め御注意迄ハ老婆心を陳へんとす他にあらす巡查教習所の職を履ます充分節儉主義を貫徹して輿望に副へられんとを希ふなり元來巡查看守の職位たる大に學問の素あるを要するにあらす普通の文字に通し

れとて他に本務ある者をして兼掌せしめ事足るへし(特別に藪々堂々たる教習所を新設するを要せず(從來存在する建物あらハ之を使用すると毫も差支なかるへし唯教習所の爲めに數百千圓を擲ちて不急の建築を起工するか如きことを忌まる、御趣意なりと恐察す)寄宿舎とても亦然り(從來の合宿所をどを利用するは最妙なるへけれども)要するに看守の職務は經驗なくハかなはぬものなるにより自ら責任を負ひて之を膺る前に一通職掌に通曉せしむることを必要とし新任者には是非とも教習を加ふへしと定めらる、次第なるへし我輩ハ今日迄にても各地に於て新拜命者を驅りて即日より實務に膺らしむるが如き危険あらざりしと雖信すれハ結局今迄は隨意なりしものか自今必行的となりたるに過ぎずと思考す吳々も教習の爲めに多費を要し由て世間の物議を惹起すか如きと云からんを祈り豫め當局者諸君の注意を乞ふ

●休職看守の取扱

とて別に規定を要する儀ハなかるへし唯休職者の何時在監人の頼に増加するあらんも計りかたけれり其急需に應せしむる様準備に供する爲に設けられたる

ものと推測せらるるれ、集治監及假留監又在てハ在監人百名以上の減少を生じ彌々休職を命ずるの已むべからざる場合に迫れば先づ向後の住所を聞き質し大凡一日程以内の地に占居する者の外ハ直に解職するを相當とすべし其他一般の規程例之ハ職務紀律懲罰令等ハ休職看守に向ても無論有效なるべし又休職を命ずる際は保存期限内の被服等給與品及貨與品を一切返納せしむるとも亦すべし是れ在職中ころ必要ありて給與又ハ貸與するなれ職務なきに之を渡し置くへき謂れかけれハなり敢て私見を記して參考に供も因に勅令第二百廿八號末項の休職ハ一年を期とす期滿れハ其職を免すどあると休職の最長期を示し一年過くれハ自然に其職消滅すとの旨を明にせらるゝ次第にて一旦休職を命ずれば是非とも一年間据置くを要すとの意味にハあらむと解せらるる否か

●清浦警保局長の演説 清浦警保局長ハ此程山下町華族會館に於て五番議員諸氏の請ひに應じて政務調査上參考の爲め警察に關する事項を左の如く演説せられたり

貴族諸君各位余は茲に諸君と相見へ親しく諸君と對し余が本務に屬する所の警察に關する事項を演説す

部門に屬す
警察は國家行政の一部にして國家の威權を適用し人民生活力の適理發達を保護し且つ一個人の單力或ハ人民團結の協力に因て自ら除去し能はざる禍害を除去するを目的とせざる制度及事務を稱す國家が公衆の利益を増進し公衆の危害を除去せんとすれば必ず威權強力を要す即ち爲すべきを爲さしめ爲すべからざるを爲さざらしめんとする作用是れなり國家にして永遠威權無きときは僅に假命を繋得るも其實天然存立の原理を有せざるなり

警察の保護防制に二様あり一ハ危害の未だ生ぜざるに當て之を豫防して發生せざらしめ危害の既に生じたる後之を除去し又ハ其危害をして重大ならしめざるに在り故に過罪を其未だ犯さざるに先たちて其者に注意を加へ犯行に陥らざらしむるが如き作用ハ豫防警察に屬し處刑の爲め犯罪人を捜査逮捕するが如きは除去警察に屬し假令へば容易に引火の恐ある物品の貯藏所近傍に於て蓋りに火器を弄することを禁するが如きハ豫防警察にして火災の起りたる時に接近の家屋を取拂ひ火災の蔓延を防ぎ速に之を撲滅するが如きハ除去警察に屬せり又警察に於て保護除去すべき危害ハ獨り人爲的の危害に止まらず天然的の危害即ち洪水山岳崩壞等も亦同じ

るの機會を得たるは誠に欣榮に堪へざる所なり諸君が勵精して諸般の政務を該博に調査せらるるハ實に國家の大幸なり是れ僕が不敏不遜を顧みるに違あらず敢て演説を試み清聴を丐がす所以なり

第一 警察の意義 第二 警察の沿革

第三 警察の組織 第四 結論

定りたる基礎に依り固定の土地に住する人民の獨立無窮の社會を國家と稱す國家の統主に屬する權を統治權即ち最上權と稱し或ハ國家權と謂ふ此國家權を統持する者の差異により各種の國體を生ず君主專制國立憲君主國立憲共和國等の如きは是なり凡る國家の事務を舉行する爲めに國にて需用し國にて資用する所の方術を稱して威權と云ふ蓋し國家ハ民族生活の外部に於ける秩序にして外見すべき制度及事業に於て其本脈を顯彰するものなるが故に此の外面の成績を收めんが爲め國家に於ては須臾も威權を闕く能はざるものなり國家權ハ之を分て立法權施行權と爲す更み此施行權を分て司法行政の二部とす又行政を四分つ第一外交第二軍事第三財政第四内務是れなり而して農業工務宗教教育及警察事務ハ皆内務行政の

警察の定義に就てハ歐洲の諸大家も各其説を異にして或ハ汎濶に過るあり或ハ狹隘に失するあり而して其範圍に至てハ政體慣習風俗人情の異同人文の程度等に因り各國其制を異にす即ち人民が自活の精神に富める國に在てハ警察放任主義を執り之に反する國ハ干涉保護を主とすと雖も要するに警察ハ國家行政の一部にして其目的とする所は公衆の安寧を保護公衆の障害を除去するに在るものとす
警察權の作用は必要なる場合にのみ限るべし故に國民自己の力を以て除却し得べき災害ハ之を各個人の自衛自護に任せ警察ハ之に干涉すべからず抑國民の自由ハ他人の權利を侵し又ハ公益を害せざる限りハ之を抑制するを得ず若し警察權を以て濫に之に干涉するあらハ國民生活力の自由發達を妨げ却て公衆の障害を醸すに至らん故に主として其權限を明にし執行其適度を得せしめざるべからず但警察は法權内に運動すれども又千熊萬狀にして變遷窮り無き生活の磁針に從て其方向を變化せざるを得ざるものなり且警察ハ期するに其執行し能はざる事件若くハ其の執行の利なき事件を以てし或時ハ警察に望むに無眼無耳の器官たらんおとを以てす而して人の困厄に遇ふときハ趨て警察の救護を求むるも其節制を受けるに至らば之を讓り之を恨むを憚らず警察の執行亦至難と謂ふべし

する國庫下渡金の割合ハ東京府ハ其總高の十分の四とし其他の府縣(沖繩縣を除く)ハ六分の一とす

第二條 前條割合の外警察官吏並に之に準すべき雇内外國人の諸給與警視廳の廳費ハ從前の通國庫より支給せ

第三條 本令ハ明治廿二年度より施行す各府縣に比し東京府下警察費補助の割合を厚くするものハ東京の警費の下にして事務頻繁警察官の配置も十分ならざるべからず從て其經費も多額なるを以てなり

今警察費に属する官民費を擧ぐれば左の通り

二十二年年度豫算

一金三十八萬二千五百五十四圓警視廳經費

内

金七萬二千二百圓 勅委任俸給

金十四萬百三十六圓 判任警察官俸給

金十七萬三千三百十八圓 属官俸給其他諸費

金四萬二千三百圓 府縣警部部長俸給

金五十七萬四千圓 同警部警部補俸給

金千五百三十五圓 小笠原島警察費

金八萬千七百六十九圓 大島地方警察費

金八千二百四十九圓 對馬地方警察費

金三千六百二十九圓 沖繩縣警察地方費

合計金百十三萬七千八百八十五圓

内

金四百五十三萬七千八百八十五圓 五厘地方稅警察費

金三百五十九萬四千五百一十一圓 三十五錢七厘

金九十一萬七千七百四十七圓 九十一錢一厘 地方稅

救育事業(承前)

蘇南陳生

該法規ハ其後浮浪者ノ蔓延スルヲ防遏スルノ力アラサリシナリ殊ニ此十年間ニ於テハ其増殖實ニ憂慮スヘキニ至リ而シテ音ニ犯罪ノ増加ヲ催進シタルノミナラス亦其驅除方モ著ク困難トナレリ此顯象ニハ種々ノ原因アリ交通ノ自由ヲ附與セラレタルト益々其便利ヲ増進スルトノ爲メ金錢ヲ得ルノ機會ヲ増加セリ然ルニ一方ニ於テハ終始渝ラサル且一定嚴正ナル生活上ノ恒心ヲ滅殺スルニ至レリ又之ト同時ニ一般ノ移轉自由ヲ施行セラレタルヲ以テ警察ノ此交通ヲ監督スルコト大ニ困難ナルニ至レリ是ヲ以テ流轉者ヲ處罰スルコトハ比較的僅少ノ場合ニ過キス乞丐兒ノ如キモ亦然リ世間之ニ喜捨スル者アル限リハ警察上之ヲ制止シ得ヘカラス此弊害ヲ排除センカ爲メ近來乞丐兒ヲ驅除セントスル組合ヲ設ケ其組合員ハ共同シテ區域ヲ定メ以テ慈善ヲ行ヒ決シテ個人私ニ金物ヲ施與セサルコトトナセリ該組合ノ有効ナルハ固ヨリ誣ユヘカラサル事實ナリト雖モ此弊害ノ驅除ヲ

總計金五百七十萬七千三百九十三圓二十六錢五厘

近年警察事務の改良を計ると共に勉めて冗費を減め節用を勤め華美を去て質素を主とすることに注意

ら警察分署建築の如きも新規に設るものハ警務の取扱ふに差支なきを程度とし警察官巡查管内旅費の如きハ減額支給法を設け事務取扱の如きも勉めて手續を簡便にし敏活を主とし即ち署長をして自から民に直接して受付を爲さしめ巡查調授并新募巡查配置して保護に關ぐる所なからしめんとし又市町村自治の制度能く行われ共同體能く成るの日に市町村警察法を設け自衛の道を立てしむること亦必要なるべし今より四五年度の星霜を經過せば國の警察が市町村の警察に至る迄文明國の警察たるに耻る所なき處なり

寄付金

金九十三萬六千二百四十八錢四厘

金一萬九千六百六十四圓七十五錢五厘

寄付金

金一萬七千八百二十九圓十三錢七厘

寄付金

金四萬六千五百二十九圓八十六錢

同增額

金三萬八千八百一十一圓九十六錢九厘

地方稅

金一萬二千八百七十二圓廿七錢三厘

寄付金

金千八百四十五圓六十一錢八厘

寄付金

合計金四百五十七萬六千六百八圓二十六錢五厘

内

金三百六十二萬六千三百二十三圓三十二錢六厘

地方稅

金九十三萬六千二百四十八錢四厘

國庫

金一萬九千六百六十四圓七十五錢五厘

寄付金

第三 貧民教育

第二百八十五條 (イ) 沿革 貧民

教育ノ事ハ中古ノ前半ニ在テハ主トシテ寺院ノ掌中ニアリタリ封建ノ發達スルニ從ヒ封主ノ被封者ニ對スル愛撫ノ義務之ニ加ハレリ然レトモ宗教改革ト封建破滅トノ後ニハ此等ノ救助モ不充分トナリ殊ニ三十年戰ノ爲メニ困難ノ狀上昇シ而シテ窮乏者ノ大ニ増殖スルニ因リテ愈々甚シキヲ致セリ爾來國法ハ貧民教育ニ意ヲ傾ケ而シテ町村ノ之ニ關スル義務ヲ益々明ニ規定スルニ至レリ獨逸諸邦ノ大半ニ於テハ救助ヲ請求スルノ權アルハ特コトヨリ故郷權ヲ附與セラレタル者ニ限ルコトト定メ由テ新ニ移住シ來ル者ニ制限ヲ加ヘタリ此方法ヲ避ケンカ爲メ普國ノ立法ハ此請求權ヲ實際ノ居住ニ結合シ而シテ町村民タル資本ニ關係ナキ一種特殊ナル教育籍ナルモノヲ創始シタリ帝國ニ於テ移轉自由ヲ施行シタル後ハ本法ヲモ帝國ノ立法ニ轉用セリ

第二百八十六條 (ロ) 義務ハ第一線ニ於テ部落濟貧組合ノ負擔ニ屬セリ此部落組合ハ通常町村及獨立領地區ト其境界ヲ同フスルモノナレトモ亦其幾

個々合併シテ聯合濟貧組合ヲ構成スルヲモアリ其外幾多ノ州縣ニ於テハ貧民教育ノ一部分(癩狂者ノ救助、傳染病流行時ノ救護等)ヲ郡又ハ此類ノ團體ニ於テ負擔スルコトアリ部落濟貧組合ニ於テ救助ヲ行フ義務ナキカ又ハ救助ヲ行フ力ナキトモハ國設濟貧組合ニ於テ之ヲ負擔ス國設組合ハ通例州ノ團體ト其地域ヲ同スルナリ部落濟貧組合ノ義務ハ一時ニ止ルモノト恒常ナルモノトアリ一時ノ救助義務ハ救助ヲ要スル事情ノ發シタル地ノ部落組合ニ於テ負擔スルモノトス其費用ハ追テ恒常ノ義務アル組合ヨリ辨償スルモノトス唯傭人及職工徒弟ノ疾病ニ罹リタルトモハ最初ノ六ヶ月間ハ辨償ヲ請求スルコト能ハサルモノトス部落濟貧組合ノ恒常義務ハ其地域内ニ教育籍ヲ得ルニ由テ生スルモノニシテ此教育籍ハ結婚血統又ハ年齡滿二十四年ヲ超ヘタル者ノ間斷ナク二年間住居スルニ由テ之ヲ得ヘク而シテ他所ニ於テ教育籍ヲ得若クハ年齡滿二十四年ヲ超ヘタル者ノ二年間不在ノ爲メニ之ヲ失フモノトス

外國人ノ疾病ニ罹リタルトモハ内國人ニ同ク之ヲ取扱フ但貧民救助ノ事ニ就テハバイエルン及エルザスロートリンゲン人チモ外國人ト見做ス(未完)

●柏林警視廳 構成ニ關シテハ往々翻譯書ノ行ハル、ナ見ルト雖モ大抵皆舊版ノ原書ニ依ルヲ以テ今日ノ實際ヲ窺知スルコト能ハス今幸ニ昨一千八百八十八年刊行ノ原書ヲ得タルヲ以テ茲ニ譯出シテ看者ノ劉覽ニ供スルコトトセリ W.O.

伯林警視廳
總監(ポリツアイ、プレシデント) 一人
○中央局(官房)
長 樞密警察參事官(ゲハイメル、ポリツアイラート) 一人
國事警察
長 政務參事官(レギールンクス、ラート) 一人
(甲)事務官
政務參事官 一人
警察參事官(ポリツアイ、ラート) 一人
試補(レギールンクス、アツセツツル) 三人
(乙)執行官
長 警部長(ポリツアイ、アレクトル) 一人
警察參事官 一人
刑事委員(クリミナル、コムササリス) 九人
警察大尉(ポリツアイ、ハウプトマン) 一人
此局ハ高等國事警察就中一千八百七十四年五

月七日發布ノ獨乙帝國出版條例、千八百五十年三月十一日發布ノ集會條例及ヒ一千八百七十八年十月二十一日發布ノ社會共和黨鎮壓條例ヲ適用スヘキ事務ヲ掌ル

○第一局
長 高等政務參事官(オーベル、レギールンクス、ラート) 一人
(總監事故アル時ノ之ヲ代理ス)

局長

政務參事官 五人
政務兼建築參事官(レギールンクス、ラート) 一人
試補 三人
外科區醫(クライイス、グンドアルツト) 一人
(此醫官ハ醫務參事官ヲ補助ス)
第一局ハ專ラ高等警察事務ヲ掌ル
(注釋)此ニ所謂高等警察事務ハ本邦ニテ稱スル高等警察トハ大ニ其性質ヲ異ニス蓋シ普魯西ニ於テハ渾テ地方一般ニ關スル行政警察事務ニシテ所謂部落警察事務ノ範圍ヲ越ヘタルモノ即チ縣知事若クハ縣廳ニ於テ處理スルモノヲ高等警察事務ト名クルモノトス(伯林ニ於テハ警視總

監縣知事ノ職務ヲ兼攝ス)而シテ其事務ハ概略左ノ如シ
第一警察ノ編成及ヒ職制ニ關スル事
第二官吏ノ黜陟及ヒ懲罰ニ關スル事
第三政府ニ屬スル官有地財産ニ關スル行政事務及ヒ之ニ關スル訴訟ヲ擔任スル事
第四凡ソ國權ニ關スル事務及ヒ歸化脱籍ニ關スル事
第五公同及ヒ私有ノ演劇場ニ關スル事務
第六合資會社ノ行政ヲ監督スル事
第七部落警察ニ委任シタル衛生及醫務警察事務ヲ監督スル事
第八市區改正及ヒ水利疏通ニ關スル事
第九養育院等ニ關スル事務
第十土地收用ニ關スル事
第十一モアピツトノ新監獄、伯林監獄及ヒ其附屬ノ警察獄舍ヲ監督スル事
等其事務尙ホ數目ニ涉レトモ茲ニハ單ニ概略ヲ示スノミ
第一局ニハ猶ホ左ノ職員及ヒ局部ヲ附属ス
工業參事官(ゲヴェルベラート) 一人

三十五

(此參事官ハ伯林市、コイデル、バルニム郡、テル
トウ郡、シヤルロツテンブルグ市及ヒツエーレ
ン村ニ係ル工業事務ヲ處理ス)

工業參事官補

警察中央金庫

會計檢査課

往復課

○第二局

長 政務參事官

第二局ニ於テ司掌スル事務左ノ如シ

第一 地方工業警察

旅店及ヒ飲酒店。ブランデー若クハ燒酎小賣。公
然ノ見世物奏樂、音樂會、舞蹈及ヒ其他公然ノ娛
樂。舞蹈、體操及ヒ游泳ノ教授。質商及ヒ買戻商
古物商。訴訟代書業。動產賣買讓與ノ契約、貸借
及ヒ結婚媒介業、雇人受宿、就業周旋業、競賣商
營業馬車、賃雇人、靴磨人。出版物ノ辻賣。呼賣及
ヒ行商免許證交付。報酬ヲ受ケテ他人ノ幼兒ヲ
養育スルモノ。市場警察事務、度量衡ノ監督、製
造場ニ就役スル幼年職工

第二 動產火災保險事務

傳染病。

第九 救貧事務

第十 鑛油及ヒ爆發物ノ運搬就中「ダイナマイト」
火藥。火酒類ノ貯藏及ヒ運搬。烟筒掃除

第十一 階段ノ点燈

第十二 祭典、火把行列、水灣、公然ノ行列、葬儀等
ノ許可

第十三 内外官衙ノ依頼ニシテ其他局ノ主管ニア
ラサルモノヲ處理スルコト

○第三局

長 政務參事官

政務兼建築參事官

第三局ハ主トシテ建築警察事務ヲ掌ル

建築警察區

第一區 建築參事官(パウラート)

第二區 建築參事官

第三區 建築監督官(ハウインスペクトル)

第四區 建築監督官

第五區 建築參事官

第六區 建築參事官

第七區 建築監督官

第三 工業上ノ目的、自用品無稅外國輸出及ヒ
廢兵ノ救助等ニ關スル認可證書又ハ貧困保證書
ノ交付。所有權原由證。保證書類ノ與書ニ關スル
件

第四 田野山林及ヒ鳥獸獵警察(銃獵鑑札)

第五 街路警察

宅地ノ番號ヲ定ムルコト。諸官衙用達人ノ招牌
ヲ掲クルコト。公同ノ街路ニ接スル空地、露店
及ヒ商品陳列場ニ外圍ヲ爲スコト。冬日結氷ノ
際歩道等ニ砂灰ヲ撒布スルコト歩道ニ於テ病者
運搬車及ヒ小兒道通車ヲ挽クコト。商品ヲ廣告
スル爲メ招牌、商品陳列櫃ヲ街路ニ向テ設クル
コト

第六 變災保護事件。登簿、救濟積金。治療及ヒ埋
葬費積立金私個人ノ演劇結社及ヒ集會(私個トハ
ヲ設ケタルモノニシテ組合員) (一ノ組合
外看覽ヲ許サ、ルモノヲ云フ)

第七 衛生警察就中不健康ナル家屋。精神病患者。
麥酒製造器械ノ取締。健康ニ害アル事業ノ取締。
不健康ノ食物及ヒ飲料水。埋葬及ヒ改葬ニ關ス
ル件

第八 獸病警察就中狂犬。畜犬ノ鎖繫。屠馬。家畜

○第四局

長政務參事官

第四局ハ安寧刑事及ヒ風俗警察事務ヲ司ル

(甲) 一般ノ安寧警察

長 警察參事官

長 警察參事官

(乙) 刑事警察

長 警察參事官

刑事警察監督官(クリミナル、ポリツァ、アイインス
ペクトル) 三人

刑事警察區

第一區 刑事委員

第二區 刑事委員

第三區 刑事委員

第四區 全上

第五區 全上

第六區 全上

第七區 全上

第八區 全上

第九區 全上

第十區 全上

刑事警察官(局長ニ專屬スルモノ)

一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人

- 刑事委員 (丙) 風俗警察 一人
- 長 刑事警察監督官 一人
- 刑事委員 一人
- (丁) 中央警察新誌編輯掛 一人
- 警察書記官(ポリツァイセクレタール) 一人
- (戊) 屍體取締掛 一人
- 屍体取締委員(ライヘン、コミサリウス) 一人
- 第五局 一人
- 長 警部長(ホリツァイチレクトル) 一人
- 第五局ノ事務左ノ如シ
- 第一 各種ノ旅行券、埋葬証、本籍証書、國籍証書、轉居保証書、身元証明書、外國在留内國人結婚認可證及ヒ無稅品市内輸入認可証ノ交付ニ關スル件 一人
- 第二 外國人ニ關スル一般ノ事務市内移籍及ヒ追放ニ關フル件 一人
- 第三 雇人手帳ノ交付及ヒ雇人事務ニ關スル件 一人
- 第四 辻馬車及ヒ乗合馬車若シクハ其他ノ場所ニ於テ遺留若シシハ拾得セシ物品ノ保管及ヒ拾得遺失物廣告ニ關スル件 一人

- 戶籍掛 一人
- 長 警察參事官 一人
- 此掛ニ於テハ戶口及ヒ人名簿ノ登記チナシ及ヒ此等名簿ニ依テ調査シタル事件ニ關シテ証明チナスモノトス
- 第六局 (違警罪局) 一人
- 長 警部長(ポリツァイ、ヂレクトル) 一人
- 第六局ハ違警罪即決ニ關スル一千八百八十三年四月二十三日發布ノ法律ニ從ヒ違警罪ノ假處分ヲ爲シ並ニ違警罪言渡書ノ送致及ヒ科料金若クハ拘留ノ刑ノ執行ヲ掌ルモノトス
- 第六局ニハ左ノ一課ヲ置ク
- 執行課 一人
- 長 警察書記官 一人
- 一此ノ課ニ於テハ渾テ納金ノ徵收及ヒ公賣處分ニ依テ科料金及ヒ手数料ノ徵收ヲ掌ル 二人
- 廳舎巡視掛 (カステラーチ) 二人
- 警察市醫 (ポリツァイ、スタットファイジクス) 一人
- 衛生參事官 (ザニテイツラート) 一人
- 區醫 (ベテルクスファイジクス) 一人
- 第一區 衛生參事官 一人

- 第二區 醫官 一人
- 第三區 軍醫 一人
- 第四區 衛生參事官 一人
- 第五區 全上 一人
- 第六區 全上 一人
- 第七區 全上 一人
- 第八區 醫官 一人
- 第九區 衛生參事官 一人
- 第十區 樞密衛生參事官 一人
- 裁判市醫 一人
- 第一 樞密醫務參事官 一人
- 第二 醫務參事官 一人
- 第三 醫官 一人
- 第四 醫官 一人
- 獸醫部 一人
- 長 獸醫 一人
- 區獸醫 四人
- 衛生委員 一人
- 長 警視總監 一人
- 次長 高等政務參事官 一人

○消防本部

- 長 消防司令長 (ブランド、ヂレクトル) 一人
- 次長 消防監督長 (オーベル、ブランドインスマクトル) 一人
- 庶務掛長 一人
- 消防屯署 本署 一人
- 第一消防屯署 一人
- 消防監督(ブランド、インスマクトル) 一人
- 消防部長(ブランド、マイステル) 二人
- 第二消防屯署 一人
- 消防監督 一人
- 消防部長 一人
- 第三消防屯署 一人
- 消防監督 三人
- 消防部長 一人
- 第四消防屯署 一人
- 消防監督 二人
- 消防部長 一人
- 第五消防屯署 一人
- 消防監督 一人
- 消防電信局 一人

技師	一人
出火届出所	各警察署、消防屯署、電信支局
出火即報機	六十九箇所
○警察監獄	
(甲) 伯林監獄	一人
典獄	
(乙) 男囚監獄	一人
主幹 (インスペクトル)	一人
(丙) 女囚監獄	一人
主幹	一人
モアビート監獄	
典獄	一人
○巡查本部	
本部長警察大佐	一人
官房	
長 上席副官 警察小尉	一人
第二副官 全上	一人
第一	
(甲) 騎馬部	
長 警察大尉	一人
騎馬分隊屯所	四箇所

夜警隊
警察大佐 其指揮監督ヲ兼務ス 一人

雜 錄

●看守訓授用ノ材料ニ擬スル試作

門外漢稿

第一 服裝及姿勢ニ關スル心得
 思内ニアレハ色外ニアラハルト云フ古人ノ金言アリ然レトモ此意ヲ倒ニシ例之ハ西洋ノ俚諺ニアルカ如ク衣服ハ人物ヲ作爲スト曰フモ是レ亦吾人ヲ誣ヒサル格言トスヘシ内外表裏ハ相關聯シ心ト形トハ互ニ反應スルモノナリ故ニ服裝整然且姿勢儼然タラハ自ラ其人ノ威望ヲ高クスヘシ之ニ反シテ譬ヒ至善ノ人ナリトモ髮亂レ衣服整ハス姿勢直カラサレハ他人ノ輕侮ヲ免カレサルコト世ノ常ナリ先哲器正シカラサレハ食ハストノ教ヲ遺セリ外見ノ大切ナルコト以テ知ルヘキナリ
 官吏ノ職務ヲ行フハ眞面目ナルヲ要ス笑フヘカラス戲謔スヘカラス欠伸スヘカラス又人ヲシテ嬉笑セシムルカ如キコトアルヘカラス笑フハ是レ嘲ルナリ侮

(乙) 像備部	
長 警察大尉	一人
第二	
專務部	
警察大尉	一人
營業諸車取締委員	一人
警察大尉	一人
水上警察署長	一人
警察大尉	一人
市場及ヒ諸工業取締委員	一人
警察大尉	一人
市街、々燈、軍事慈惠取締委員	
第三	
方面監督部	
第一方面ヨリ第十方面ニ至ル警察大尉	十人
第四	
警察署	
總計八十二	
警察大尉	一人
警察小尉	八十一人
第五	

ルナリ是ヲ以テ人ヲシテ笑ハシムルハ宛モ人ノ侮辱ヲ買フカ如キナリ職務ノ嚴正ナルヲ要スルコト看守ノ如キニ在テハ他人ヲシテ嬉笑セシムルノ機會ヲ決シテ與フヘカラス若シ一旦過テ人ノ輕侮ヲ招キタルトキハ容易ニ之ヲ除クヘカラス一タヒ人前ニ於テ赤面スルカ如キコトアリタルトキハ其色永ク褪消セサルナリ悚然タラサルヘケンヤ
 上來陳述スルカ如クナレハ服裝及姿勢ニ注意スルコト執行官吏ニ於テ最大ノ緊要事トナスナリ今茲ニ試ミニニ注意スヘキ要點ヲ列舉スルコト左ノ如シ
 一 帽衣袴靴等ニ塵埃ヲ付セス斑點ヲ止メス裂口斷片ヲ存セス就中卸ノ解テ又ハ脱スルコトナク袴ニ皺アリテ爲メニ襪ノ步行中ニ出沒隱顯スルカ如キコトアルヘカラス又靴ハ毎日摩クヲ要ス
 二 帶劍ノ鞋ハ常ニ光澤ヲ全フシ曾テ鏽ヲ生スルコトアラシムヘカラス
 三 下襟ハ給與品ノ外ナレハ帶用セサルヲ例トスヘシ若シ之ヲ用ユレハ毫モ汚染スル所アラサル白色ノ立襟タルヘシ(下襟ヲ用ユルト否ハ一掃) (方均ニ出ヅルヲ要ス)
 四 手袋モ用ヒサルヲ例トスヘシ然レトモ寒中ニ於テ在外ノ勤務ニ服スルトキハ之ヲ用ユルモ妨ナカル

ハ但白色又ハ灰白色ノモノニ限ルヘシ
 五職務執行ノ際ハ必ス帽紐ヲ顯下ニ掛クヘシ
 六行住坐立チ間ハス顔面線ハ大約第三次ノ卸間ナル
 中心點ニ垂直スルヲ以テ姿勢ノ程度トナスヘシ
 七職務執行中ハ徒ニ手足ヲ弄シテ奇異ノ態ヲ演スヘ
 カラス

八職務執行中ハ壁、戸、樹木等ニ倚リ又ハ石、株等ニ
 腰ヲ掛クヘカラス

九特別ノ用ヲ爲スニアラサレハ右手ハ自然ニ垂下シ
 左手ヲ以テ帶劍ヲ把握スルヲ可トスヘシ

十衣袴ノ囊中ニ手ヲ没在スルコト嚴禁トスヘシ
 十一襟卷呼吸器等ノ使用ハ禁忌スヘシ

十二煙草入等凡テ不必要ノ物品ヲ外部ニ帶有スヘカ
 ラス

十三頭髮ハ長キニ過キス又短キニ過クヘカラス
 十四常ニ身體殊ニハ顔面手指等ヲ清潔ニシ屢々頭髮
 ヲ梳リテ端然タル容貌ヲ保全スヘシ

十五指甲ヲ嚙ム等ノ習僻アルモノハ職務執行中頗ル
 注意シテ之ヲナサ、ルヲ要ス

●建築警察ノ特ニ目下ニ緊切ナル

ケシメ次ヲ建築スヘキ家屋ノ繪圖ヲ提出シテ相當官
 吏ノ審査ヲ請ケシメ凡テ是等諸條件ノ一切具備スル
 ヲ要スヘシ今後水道ノ落成スルニ至レハ其外送水管
 ヲ屋内ニ通セシムヘシトノ一新條件ヲ生スヘシ終ニ
 家屋出來ノ後ハ官吏ノ検査ヲ經ヘシ尙ホ検査済ノ後
 ト雖モ幾日ヲ經ルニアラサレハ住居スルコトヲ得サ
 ラシムルノ規定ヲモ必要トスヘシ昔年ノ如ク交通稀
 疎且運緩ナリシ間ハ傳染病ノ猖獗モ甚シカヲサリシ
 ト雖モ如今ハ最慎重ニ衛生上ノ要求ニ適合スルヲ至
 緊至急トスヘシ衛生ノ工事モ警察ノ助力ヲ借ルニア
 ラサレハ未タ以テ其效用ヲ全フスト謂フヘカラス予
 ハ此需要ニ應スヘキ建築制限法ノ一日モ速ク世ニ出
 テンコトヲ希望ノ至ニ堪ヘサルナリ

犯罪人 (承前)

山東隱士識

此兩者ニ對シテ更ニ一派ノ論者アリ算學的ノ科刑法
 ナ排斥シテ一層絕對的ナル刑章ヲ要求シ且全体ニ監
 獄學ヲ指シテ厭フヘキ感想醫(思慮ト感情トヲ加味シテ製シ
 義ス)ト號シ之ヲ責メテ正理ヲ轉倒シ序ヲ立テ、犯
 罪ヲ救養スルモノト謂ヘリ例之ハクロヨツセル氏ノ

所以

蘇南生稿

本年ノ如ク虎列刺ノ流行アリ客歲ノ如ク腸質扶私ノ
 蔓延ヲ見且脚氣モ益々暴威ヲ逞フスレハ公衆衛生上
 頗ル建築ニ着眼ヲ要スルナリ予ノ首トシテ危懼ニ勝
 ヘサルハ近時市街ノ邊隅ニ陸續新開地ヲ生シシレモ
 山チ鋤キ原チ拓キテ宅地トナスナラハ地盤モ天然ノ
 儘ニテ土中汚穢物ノ埋藏スルコト少ナケレハ未タ必
 スシモ有害ナリト斷定スヘカヲサレトモ太潔ハ池澤
 ナ填メ水田ヲ滅シテ其地ノ未タ乾燥セサルコト早クモ
 建築ニ着手シテ毫モ顧ルコトナシ實ニ無賴者無造作
 ナルコト言語道斷ナリ此ノ如クニシテ疫病ノ消失ヲ
 望ムモ得ヘケンヤ予ハ特ニ未來ノ市街地ノ爲ニ建築
 方案ヲ定メ以テ衛生ヲ進メ安寧ヲ長スルノ策ヲ建テ
 ヲ一既成市街ノ市區改正ヨリモ緊急ナリト思惟ス光
 ツ第一ニ交通ノ便ヲ計リ市區ノ四周ニ縱橫ノ路線ヲ
 畫シ以テ不規則ナル巷衢ノ弊ヲ豫防シ第二ニ警察上
 ノ建築條例ヲ設ケ豫メ警察ノ許可ヲ經テ其指定ニ適
 合スルニアラサレハ新ニ家屋ヲ建築スヘカヲサルコ
 トナスヘシ而シテ警察ノ許可ヲ與フルニハ建築地所
 及ヒ地先キ道路ノ地上ケテ命シ(地上ケテ命シテモ豫
 メ一定ノ方案ヲ立テラヘシ)地下水及雨水ノ排除法ヲ設

國家ト社會ト題スル書ニ論スル所是ノ如シ)
 別語ヲ以テ上文ノ趣旨ヲ說述スレハ今日ニ於テモ夫
 ノ法理哲學家ノ所謂絕對的及比較的ナル種々ノ理論
 相紛爭シテ已ムコトナシ彼絕對的論者ハ單純ナル正
 法理論ヲ主張シ此比較的論者ハ偏ニ實際ノ目的ヲ有
 スル思念即チ恐懼、感化、保護ヲ以テ眼目トセリ而シ
 二者ノ中間ニ介シテ折衷的ノ理論ヲ唱道スル者モア
 リ是ハフレイエルバハ氏ノ言ヲ借り來リテ之ヲ形容
 スレハ二片ノ繼續ヲ綴合シテ以テ盛服ヲ調製セント
 欲スルカ如キモノナリ
 此等ノ諸理論ハ始ト舉ナ偏僻ナルヲ免ヌカレス其所
 以ハ刑ノ一面ヲ視テ以テ刑ノ本體ト爲シ刑ノ目的ノ
 一ヲ採リテ以テ刑法ノ唯一ナル目的ト爲セハナリ是
 レ則チ推及擴充ノ方ヲ誤ルニ由レリ罪ヲ犯シタルカ
 故(Pria recatum est)ト罪ヲ犯スコトナカラシカ爲
 メ(Ne recetum)トノ反對ハ空想タルニ過キサルナリ
 リスト氏ノ予ハ疾病ノ故ニ醫藥ヲ用フルカ或ハ健康
 ナ恢復センカ爲メニ然ルカトノ等價ナル問題ヲ出シ
 タルコト實ニ其理ナキニアラサルナリ理論上刑ノ源因
 ト目的トナ併テ一言ヲ以テ斷定セント欲スルハ是レ
 爲スヘカヲサル事ヲ成サントスルナリカント氏モ既

ニ説テ曰ク刑ノ正法ト刑ノ妙用トハ相同シカラスト吾人ハ是ノ如ク輕易ニ刑ノ意義ト刑ノ方法トヲ論斷シ得ヘカラス刑ノ意義ハ他ノ凡百ノ意義ニ同ク一箇ノ抽象ニシテ報償ノ必要ヨリ發生ス而シテ報償ノ必要ハ格言ト認メ得ラルヘシ此一點ニ於テハ近時ノ一哲學者(ラース氏)ノ刑ヲ稱シテ德義ニ合ヒ且國ニ屬セシメタル復讐ト曰ヒ而シテ之ニ付言シテ方今之ヲ行フコト國家ナル團體ニアリ乃チ特ニ其機關ハ能ク刑ヲ宣告スルヲ憚カラス能ク之ヲ執行スルヲ行ラサルモノナリト謂ヒタルコト詔言ニアラサルナリ然リ而シテ如何シテ處刑スヘキヤ如何ナル刑ノ方法ヲ以テ正當トナスヘキヤノ問題ニ對シテハ氣候及社會上各般ノ關係ニ應スル同一ノ答辭アルコトナシ正法自ラ時勢ノ潮流ニ驅ラル、コトナシ然レトモ其外面的ナル方法ハ之ヲ免カレサルナリ方今ハ僅ニ一二年繫獄セラル、ニ過キサル犯罪人モ千年前ニハ恐クハ十二人ノ貧窮者ノ口腹ヲ飽カシメサルヘカラス又二千年前ニハ巨象ノ足下ニ蹂躪セラレシナラン夫ノ印度法律及「コーラン」(回教)ヲ適用シタル所ノ裁判官モ正理ヲ履ミテ不偏公平ナリシコトハ我カ立法官及裁判官ニ異ナラサルナリ但タ刑ノ方法ヲ選フコト

人ナル者アリ凡氏ノ講究ノ目的ハ犯行アル人ノ特性ヲ考察スルニアリ之ヲ然ラシムル所ノ原因ヲ捜査スルニアリ又之ヲ拘束スルノ手段ヲ探求スルコアリ

問答

●警察官ニ要スル資格及ヒ學科ト技藝トヲ問フ
出題者 會員 大熊和郎

統計

●廿三年六月三十日調憲兵隊人員表

隊別	官別	上長官	士官下	士上等兵馬	匹
憲兵司令部	一	二	七	〇	二
東京憲兵隊	一	一二	九九	一六七	三三二
宮城憲兵隊	一	六	四二	七六	一一二
愛知憲兵隊	一	六	四八	七九	一一三
大阪憲兵隊	一	八	六五	一一九	一四
廣島憲兵隊	一	六	四八	八〇	一三

種々様々ノ目的ニ出テ而シテ時勢及國人ノ思想ニ從テ變遷スルヲ見ルノミ
今ヤ復々之ヲ喋々スルコトナカルヘシ幾百年間ノ大疑問ヲ忽々一序文中ニ論シ去ランコト予輩ノ欲セサル所且能ハサル所ナリ止ク此事ヲ指示スレハ足レリ之ニ由テモ較々經驗アル刑法學者ニ於テ今日ノ刑法カ今日ノ犯罪人社會ニ適合セストノ意思ヲ懷クコト今日ノ如ク適切ナルハアラサルヘキコト明カナリ何等ノ學問ト雖モ法學ノ如ク教義哲學ノ地ニ停留シタルハハハシ就中刑法ノ境域ニ在テ特ニ著ク之ヲ感スルナリ是ヲ以テ刑ニ關スル立法ハ須ラク變更ヲ經サルヘカラストノ觀察ヲ下ス者今既ニ稀少ナラサルニ至レリ犯罪ニ對スル戰闘モ夫ノ弓矢ヲ帶テ出陣シタル時代ニ同シキコト能ハス現時ノ犯罪者ニ對シテハ吾人恰モ連發銃ヲ用ユルヲ要ス
此ノ如キ紛擾ノ最中ニロムプロツ氏ノ著述出テ、益々其勢欲チ加ヘタリ眞ニ斬新ナル眼界ヲ刑事司法ノ上ニ開キ來レリ能辨的ノ術數ニアラスシテ事實ノ攻究ナリトハ是レロムプロツ氏ノ其旗幟ニ大書スル所ナリ氏ノ眼中ニハ罪ト刑トノ抽象的ナル理論之ヲ約言スレハ犯罪ナルモノアルコトナク之ニ反シテ犯罪

熊本憲兵隊	合計
一	七
六	四六三
四八	五七六
八〇	一〇一
一二	九八

司令部以下各憲兵隊士官ノ區畫ヘ軍吏一名ヲ算入ス各地憲兵隊共人員ノ寡少ナルハ熊本廣島ヘ新設セラレタルニ因ル而シテ其補缺ハ漸次補充セラレ、見込ナリト
右監人月未現在表 廿三年五月三十一日

廳名	人	刑事被懲治別房留	攜帶	合計
警視	三、〇九六	一、六三九	二、二二五	一、三九八
小笠原島	一	一	一	一
樺戶	二、三四九	一	一	一、三四九
北空知	三、一一〇	一	一	一、一一〇
釧路	一、〇五	一	一	一、〇五
札幌	二、六八	一	一	一、〇五
函館	二、五〇	一	一	一、〇五
道根室	八五	一	一	一、〇五
京都	一、四二九	一、六八	一、一一五	一、六三一
大阪	三、五八四	四、四三三	一、六六三	四、四五六
神奈川	一、三四〇	二、二二五	四	六四
				五、一六三八

統計

兵	庫	一、九七七	四、五五一	一〇、二〇二	二、四七七	秋	田	七、二二一	五、五	一	六、四	四、一八五
長	崎	八、六二二	三、三七	一	五、〇〇五	福	井	五、二五	四、〇	一	六、一	五、六九
新	潟	一、一三三	二、〇〇	八	六、五二一	石	川	四、二五	一、五二一	〇	二、六	七、六二〇
崎	玉	一、〇〇二	二、六七	五	四、五二一	富	山	四、二九	七、八	八	四、五	五、二四
群	馬	九、五七	一、六八	一	一、一三一	鳥	取	九、二四	九、一	一	八、四	四、〇二七
千	葉	八、八八一	七、六六	六	一、〇八五	島	根	一、〇八二	一、六七	三	四、三	一、二五九
茨	城	一、一五八	一、八三	六	三、三一	岡	山	一、五三七	二、一七	八	二、四	九、一七七
柘	木	六、七五	一、一六	二	一、三九	廣	島	一、八三〇	二、九四	三	四、二	五、一七六
奈	良	四、四〇	九、一	五	一、八	山	口	八、五〇	一、五七	四	四、六	一、〇二一
三	重	一、五五二	二、二六	一、四	二、二六	和	歌	一、〇〇五	一、三七	二	八、六	一、一六八
愛	知	一、七六九	三、八二	一、八	三、六二	德	島	一、三〇三	一、三二	〇	一、四	一、一四七
靜	岡	九、五九	一、六五	五	五、一	香	川	一、三三六	二、一〇	一	八、一	二、一五七
山	梨	四、六八	九、九	三	二、〇	愛	媛	一、〇六五	一、四四	二	二、五	一、二一八
滋	賀	一、〇三四	二、六一	六	三、二	高	知	一、一五一	一、九二	二	九、六	一、三二四
岐	阜	九、〇九	一、四五	四	六、一	福	岡	一、二五二	三、二一	一	五、一	一、五八九
長	野	九、九七	二、三九	一	四、七	大	分	一、〇六八	一、七八	二	二、四	一、二五四
宮	城	八、〇六	一、七五	一	八、六	佐	賀	四、四四	九、六	二	二、六	五、五〇
福	島	八、一〇	二、一〇	一	一、〇四	熊	本	八、八八	一、五六	一	二、四	一、〇五一
岩	手	三、〇五	七、四	一	四、〇	宮	崎	五、〇四	八、四	一	二、二	五、九二
青	森	四、三二	一、六七	一	六、〇	鹿	兒	四、九五	五、三	一	一、〇	六、七四
山	形	六、八二	一、一一	一	八、〇	神	繩	二、二三	二、〇	一	一、四	二、三四

四十六

東京	九、六五	一	一	一	九、六五
集	六、四一	一	一	一	六、四一
治	一、五五六	一	一	一	一、五五六
監	一、一五	一	一	一	一、一五
兵	一、一五	一	一	一	一、一五
庫	一、一五	一	一	一	一、一五
留	一、一五	一	一	一	一、一五
監	一、一五	一	一	一	一、一五
總	五、八七三	〇、八七	七、七	二、四七	八、〇二四
計	五、八七三	〇、八七	七、七	二、四七	六、八、九八二

法令注解

●法律第八十四号及勅令第二百八号ノ解

法律第八十四號ハ最モ簡短ナル文字ニシテ屢ニ二行ナレトモ其及ホス所甚廣大ナリ其文ニ曰

命令ノ條項ニ違反スル者ハ各其ノ命令ニ規定スル所ニ從ヒ二百圓以内ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

勅令第二百八號モ亦屢カニ二條ヨリ成レルモノナレトモ地方官ニ與ヘタル權力ハ甚貴重ナル所ナリ其文ニ曰

第一條 各省大臣ハ法律ヲ以テ特ニ規定シタル場合ヲ除クノ外其ノ發スル所ノ省令ニ二十五圓以内ノ罰金若ハ二十五日以下ノ禁錮ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

法令註解

第二條 地方長官及警視總監ハ其ノ發スル所ノ命令ニ十圓以内ノ罰金若ハ拘留ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

右法律及勅令ノ發布ニナリタル理由ヲ探究スルニ帝國憲法ヲ按スルニ第二十三條ニ曰日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スニテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシトアリ然ルニ從來何等ノ法律モナクシテ審問處罰ヲ受ケタルノ例少カラス則チ各省省令ニ違反罪ノ刑ヲ附シ實際之レカ爲メ違警罪ノ件數ヲ增多シタルモノアリ又警察令及府縣令ニ於テ刑法第四百三十條ニ規定シタル以外ノ條則ニ違警罪ノ刑ヲ附シタルアリ先者ハ明治十九年二月勅令第二號各省官制通則ナル第七條ニ於テ各省大臣ノ命令ニハ罰金二十五圓以下又ハ禁錮二十五日以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得セシメラレタリ然ルニ憲法發布後ノ改正即チ二十三年三月勅令第五十號ノ改正各省官制通則ニハ此條ヲ削除シタリ是レ憲法ノ明文ト勅令第二號ノ間ニ自ラ抵牾スルノ嫌アルヲ避クルカ爲メニシテ憲法ニ所謂法律ニ依リ云々ノ條理ニ的實ナラサルヲ以テナリ而シテ夫ノ警察令府縣令ニ制裁ヲ付スルハ何等ノ法律何等ノ成規ニ依レルヤト問ハ、刑法第四百三十條ノ成文ニ據ルト答フノミ此四百三十條ノ解釋力ハ實ニ二箇ノ論

四十七

理ニ岐ル、モノナリ其一ハ此四百三十條ノ成文ヲ讀下セハ文字以外ニ於テ既ニ違警罪ヲ設クルノ權ヲ地方官ニ委シタルモノナリト云ヒ其二ハ此四百三十條ハ地方官ノ職權ニハ毫モ關涉スル所ナシ刑法第四百二十五條以下ニ掲ケタル違警罪ノ外其地方ノ特別ナル必要アリテ便宜上設置シタル違警罪ハ既ニ此刑法外ノモノタレトモ尙ホ此刑法ト同シシ其ノ地方ニ於テ規定シタル規則即チ罰則ニ據テ其違犯者ヲ處分スルコトヲ示シタルニ過キス故ニ此罰則ヲ規定シ得ルノ權ハ別ニ法律若クハ勅令ヲ以テ之チ地方官ニ委任セサルヲ得スト云フ是アリ此兩說ハ久シク相對峙シテ決セザリシカ今回發布ノ勅令第二百八号ニ於テ明敷トナレリ扱斯ク論シ來レハ各地方ニ於テ設ケタル警察規則ノ制裁ハ無効ニ歸スルカ如ケナレトモ既ニ發布シタル規則ハ後ノ規則若クハ命令ヲ以テ取消ササルニ於テハ決シテ其効力ヲ失フコトナキモノニシテ新ニ附與サレタル職權ニ依テ前ニ發布シタル規則ヲ無効ニ導クコトアルヘキ理由ナキナリ唯此勅令第二百八号ハ十圓以下ノ罰金ヲ附シタル規則命令ヲ發スルコトヲ得ルノ職權ヲ地方官ニ與ヘテラレタル迄ナリ然リト雖之レニ由テ地方官ハ新ニ是迄ヨリハ一層

高キ制裁ヲ附シタル規則ヲ發スルノ權ヲ得從來確定セサル所ノ職權モ確定シ憲法第二十三條ニ背クコトナクシテ人ヲ處罰スルヲ得ルナリ
法律第八十四号、命令トハ何ゾ憲法第九條ニ曰天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ストアル命令是也扱此命令ナル語ヲ詳言スレハ勅令省令警察令府縣令等ニシテ訓令傳達ノ如キハ之ニ含蓄セス憲法ハ命令發布ノ權ヲ天皇大權ノ下ニ措キ而シテ此大權ノ委任ニ由テ省令府縣令等ヲ發スルコトヲ得ルナリ伊藤伯曾テ云ヘルコトアリ憲法第九條ニ規定シタル命令ハ二箇ノ目的ヲ有ス則チ法律ヲ執行スル爲ノ處分并ニ法律ノ細節ヲ規定スルモノ、公共ノ安寧秩序ヲ保持シ臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メ必要ニ因ルモノ是ナリ是レ皆至尊ノ大權ニ依リ立法ノ機關ニ由ルチ須キスシテ一般ニ遵據スヘキ條規ヲ設クルモノナリト蓋法律ハ議會ノ協賛ヲ經テ發布シ命令ハ議會ニ入ラスシテ發布スルノ差アレトモ其帝國臣民ニ及ホス効力即チ臣民ニ於テ遵據セサルヘカラサル効力ハ同一ナリトス
(以下漏出)

●豫約出版廣告

内務省警保局長清浦奎君序文
内務省備獄務顧問フナシ、セーバツハ君序文
東京集治獄典監獄官練習所長石澤謹吾君序文
内務省參事官久米金彌君序文
小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完 洋裝美本
紙數凡四百五十頁
紙質菊判上等

本書ハ本邦監獄規則、施行細則及看守以下監獄吏員分掌例ニ據リ逐條泰西監獄學ノ新設及各國ノ監獄法規等ヲ比照參酌シテ條文ノ意義、精神ヲ詳解シタル新著書ナリ著者ハ久シク職チ内務省警保局ニ奉シテ多年、治獄ノ實務ニ當テ今亦タ監獄官練習所ノ譯官トシテ常ニ内務省ノ備獄顧問タル獨逸監獄學士ニ親灸シ益々其道ノ研修ニ淬勵セラシ故ニ其述作スル所ハ獨リ理論ニシテ亦實際ニ迂濶ナラス或ハ歐米諸大家ノ所見ヲ考證シテ立論ノ根據ヲ固メ或ハ本邦内務省ノ指令通牒若クハ當局者ノ意見等ヲ參照シテ實例及立法ノ精神ノアル所ヲ闡明シ、苟クモ本邦治獄ニ關ル要項ノ細大、綱羅シテ亦タ餘蘊ナシ、故ニ監獄官練習所及各地方獄務講習所等ニ於テ參考書教科書トシテ最モ適當ナルハ勿論治獄改良ノ今日、直接ニ斯道ニ關係シ夫レ議論ノ諸士若クハ世ノ識者タルモノ、須ラク一讀スヘキノ良著書ナリト信ス若シ夫レ議論ノ諸士若クハ世ノ識者タルモノ、須ラク一讀スヘキノ良著書ナリト信キハ一讀ノ上讀者ノ判定セララル、所ニ任カス

發行兼印刷所

同 勞 舍
東京市麴町區下六番町十七番地

●日本監獄法講義豫約法

●豫約期限 本年十一月二十日限リトス

●出版期限 本年十一月二十日トシ豫約申込ノ順序ヲ以テ送本スベシ

●豫約申込 東京市四谷區荒木町二十二番地警察監獄學會並ニ同市牛込區北町十五番地大日本監獄協會ノ二個所ノ内ニ適宜申込アルベシ

●定價及豫約價 豫約正價八拾五錢トス但警察監獄學會及大日本監獄協會員ニ限リ特別割引ヲナシ金

●本監獄協會員

七拾五錢ニテ販賣スベシ

●運送費 一部金八錢トス

●送金手續 書籍代價並ニ運送費共郵便爲換又ハ現金ヲ以警察監獄學會宛東京四谷郵便局ヘ振込アルベシ但金員領收證ヲ要セラル、向ハ葉書又ハ壹錢郵券一枚書籍代價ノ外ニ送付セラレタシ

各監獄各警察署等都テ官衙名ヲ以申込ノ分ハ書籍到着ノ上直ニ半金ヲ送付シ跡半金ハ本年十二月二十五日迄ニ回金セラル、モ効ナシ一個人ヨリ申込ノ分ハ遅クモ本年十二月五日ヲ於テ前金送付セラレハシ金員領收ノ上直ニ送本スベシ若十二月五日ヲ過キ送金セヨラ、向ハ一端豫約ノ申込アルモ定價ニアラザレハ販賣セズ